９－１　協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
1	放送	災害時における放送の協力に関する協定書	室蘭まちづくり放送㈱	H24.4.13	9-2(1)
2	医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	室蘭市医師会	H3.4.1	9-3(1)
3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	室蘭歯科医師会	H11.12.1	9-3(2)
4		災害時の医療救護活動に関する協定書	北海道薬剤師会室蘭支部	H26.5.7	9-3(3)
5		胆振・北渡島檜山地域災害拠点病院間の災害等における相互支援に関する協定書	日鋼記念病院、王子総合病院、苫小牧市立病院、伊達赤十字病院、八雲総合病院	H26.4.1	9-3(4)
6		災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書	北海道柔道整復師会 日胆ブロック	H27.10.23	9-3(5)
7	食料･生活物資の供給	災害時に必要な物資の調達及び駐車場用地の提供に関する協定書	㈱長崎屋	H8.8.23 H26.12.1 見直	9-4(1)
8		災害時における応急生活物資の供給及び駐車場用地の提供に関する協定書	イオン北海道㈱	H20.2.12	9-4(2)
9		災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ㈱	H23.3.1	9-4(3)
10		道内卸売市場による災害時相互応援協定	卸売市場各社（15 社）	H24.8.20	9-4(4)
11		災害時に必要な物資の調達及び駐車場用地の提供に関する協定書	㈱ラルズ	H8.8.23 H26.12.1 見直	9-4(5)
12		災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書	(株)セブン‐イレブン・ジャパン	H29.8.31	9-4(6)
13		災害時に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ツルハ	H29.9.1	9-4(7)
14		災害時に必要な物資の調達に関する協定書	(株)サンドラッグプラス	H29.9.1	9-4(8)
15		災害時に必要な物資の調達に関する協定書	北海道薬剤師会室蘭支部	H30.1.13	9-4(9)
16	燃料	災害時における燃料の供給及び施設の利用等の協力に関する協定書	胆振地方石油販売協同組合	H20.10.10	9-5(1)
17		災害時の発生時における室蘭市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会胆振支部	H23.3.24	9-5(2)

９－１　協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
18	救助・救援等の支援	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会 北海道地方支部	H10.7.1	9-6(1)
19		日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会	H10.12.1	9-6(2)
20		大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書	室蘭市管工事業協同組合	H19.3.27	9-6(3)
21		災害情報の通報に関する協定書	室蘭ﾊｲﾔｰ協同組合	H9.12.16	9-6(4)
22		災害時における応急対策業務に関する協定書	室蘭市建設業協会	H20.2.14 H30.9.5 見直	9-6(5)
23		大規模火災等の災害時における応援出動に関する協定書	石油ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ等特別防災区域自衛消防組織（5 社）	H8.8.29	9-6(6)
24		災害時における公共施設に係る電気設備等の応急対策業務に関する協定書	室蘭地方電気工業 業協同組合	H20.12.24	9-6(7)
25		災害時協力協定書	北海道電気保安協会	H24.2.28	9-6(8)
26		災害時における機器の調達に関する協定書	北海道建設機器ﾚﾝﾀﾙ協会 室蘭支部	H25.3.6	9-6(9)
27		大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定	室蘭・登別遊技場組合	H25.8.27	9-6(10)
28		燃料電池自動車等を活用した災害時における協力に関する協定書	室蘭商工会議所	H29.5.29	9-6(11)
29		災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	㈱ｾﾞﾝﾘﾝ	H29.11.28	9-6(12)
30		災害時における防災資機材及び施設の利用等の協力に関する協定書	㈱ｲｰﾃｯｸｽ	H30.11.30	9-6(13)
31		災害時における応急対策業務に関する協定書	室蘭電業協会	H31.2.22	9-6(14)
32		室蘭市生涯学習センター「きらん」における災害対応への協力に関する協定	室蘭市生涯学習センター整備事業の維持管理運営業務に関わる共同事業体	R1.8.1	9-6(15)
33		災害時における施設の利用等の協力に関する協定書	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道ＰＣＢ処理事務所	R1.9.6	9-6(16)
34		災害時及び防災活動における協力に関する協定書	一般社団法人登別室蘭青年会議所	R1.10.6	9-6(17)

９－１　協定締結一覧

	分類別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
35	救助・救援等の支援	室蘭市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉協議会	R1.10.18	9-6(18)
36	廃棄物処理	廃棄物処理に係る相互支援協定	3市4町及び西いぶり広域連合	H22.2.1	9-7(1)
37		災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	道南公益清掃事業協同組合	H30.9.5	9-7(2)
38	避難所・避難等支援	室蘭市と室蘭福祉事業協会の災害時における協力に関する協定書	室蘭福祉事業協会	H20.4.15 H25.6.4 見直	9-8 (1)
39		災害発生時における室蘭市と室蘭市内郵便局の協力に関する協定書	室蘭市内郵便局	H20.8.1 H27.7.27 見直	9-8 (2)
40	避難所・避難等支援	避難場所広告付き看板の設置に関する協定書	北電興業㈱	H20.4.3	9-8 (3)
41		避難場所広告付き看板に関する協定書	NTT 北海道電話帳㈱	H22.11.1	9-8 (4)
42		災害時に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー㈱	H24.10.1	9-8 (5)
43		津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	㈲室蘭ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑ	H25.2.18	9-8 (6)
44		津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	ｲﾜｸﾗﾎｰﾑ㈱	H25.2.21	9-8 (7)
45		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	北海道室蘭栄高等学校	H25.3.26	9-8 (8)
46		津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	㈱大東	H25.4.19	9-8 (9)
47		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	札幌地方検察庁	H30.9.3	9-8(10)
48		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	大川原脳神経外科病院	H30.11.22	9-8(11)
49		災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合室蘭支部室蘭浴場組合	H26.4.14	9-8 (12)
50		特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H26.5.30	9-8 (13)

９－１　協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
51	避難所・避難等支援	災害発生時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	室蘭市社会福祉協議会、室蘭市介護保険サービス事業所連絡協議会、室蘭福祉事業協会、青雲会、上寿の会、ホットライフ㈱、㈱タカラサービス、倭会、㈱ニチイ学館、社会医療法人母恋、社会福祉法人母恋、幸清会、製鉄記念室蘭病院、室蘭天照福祉会、五紀会	H27.8.18	9-8 (14)
52		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	北海道立室蘭高等技術専門学院	H29.7.5	9-8(15)
53		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	社会福祉法人室蘭言泉学園	H29.11.28	9-8(16)
54		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	宗教法人天照教	H29.12.14	9-8(17)
55		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	白鳥台ショッピングセンター商業協同組合	H30.4.20	9-8(18)
56		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	本教寺	H31.2.15	9-8(19)
57		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	蘭中仏教会	H31.4.17	9-8(20)
58		災害時における施設の利用等の協力に関する協定書	㈲共明	H30.12.28	9-8(21)
59		災害時等における施設利用の協力に関する協定書	天理教輪西分教会	R1.8.26	9-8(22)
60	輸送	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	室蘭地区トラック協会	H10.1.17	9-9(1)
61	行政機関	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	H27.3.31	9-10(1)
62		姉妹都市災害時相互応援に関する協定	上越市、清水市	H7.10.22	9-10(2)
63		北海道広域消防相互応援協定	道内消防本部	H3.2.13	9-10(3)
64		室蘭市と登別市の北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項	登別市	H3.3.29	9-10(4)

９－１　協定締結一覧

	分野別	協定名称	協定の相手先	締結年月日	ページ
65	行政機関	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道知事及び道内消防本部	H8.6.25	9-10(5)
66		室蘭海上保安部と室蘭市消防本部との船舶消火に関する業務協定	室蘭海上保安部	S44.2.1	9-10(6)
67		災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊第７師団	H24.12.25	9-10(7)
68		室蘭市内の災害時における連絡に係る覚書	陸上自衛隊第７師団	H20.10.6	9-10(8)
69		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22.6.1	9-10(9)
70		６市町防災協定	3市3町	H23.9.2	9-10(10)
71		災害時の応援に関する協定	北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会	H26.3.28	9-10(11)
72		石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会 加盟団体	H23.7.12	9-10(12)
73		災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	1区2市9町2村	H28.6.24	9-10(13)
74		津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書	札幌市中央区大通西12丁目 札幌地方検察庁	H30.9.3	9-10(14)
75		室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定	岩手県宮古市	R1.8.20	9-10(15)
	参考	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	9-11(1)
	参考	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	9-11(2)

災害時における放送の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭まちづくり放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における住民への放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和 34 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、又は災害のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の協力を得て、住民等へ放送を活用して情報伝達を行うことで、災害の予防、被害の軽減を図ることを目的とする。

（放送の要請）

第２条　甲は災害時における災害防止と被害の拡大防止を図るため、住民等へ情報伝達の必要があると認めたときは、乙に対し放送を行うよう要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により放送を行うことを要請するものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（１）　放送要請の理由

（２）　放送事項

（３）　希望する放送日時

（４）　その他必要事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲からの放送要請があったときは、適切な放送形式、内容、時刻を決定して放送するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づく乙の放送に要する費用は、乙が負担する。

（臨時災害放送局）

第５条の二　大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。そのための運営費用は甲が乙に対し支払うものとし、その額は、両者で協議して合意した額とする。

（連絡責任者）
第６条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部総括部長、乙においては放送局長とする。

（協議）
第７条　この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示かない限り、その効力を継続する。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年４月１３日

（甲）　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　青山　剛

（乙）　室蘭市輪西町１丁目 32 番８号
室蘭まちづくり放送株式会社
代表取締役社長　沼　田　勇　也

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭市医師会（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、室蘭市地域防災協定に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　甲は､室蘭市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第４条　救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

２　救護班の義務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急措置及び医療

（２）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（３）被災者の死亡の確認及び死体の検索

（救護班に対する指揮命令等）

第５条　救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療品の補給等）

第６条　甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第７条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）救護班の編成及び派遣に要する費用

（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

（４）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（北海道及び北海道医師会との調整）

第１０条　甲は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき北海道の行う医療救活動に協力するとともに、円滑に実施されるよう調整を図るものとする。

２　乙は、前項の規定による医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道医師会との調整を図るものとする。

（細　目）

第１１条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協　議）

第１２条　この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに甲乙いずれからも何らの意志表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有する。

平成３年４月１日

甲　室蘭市
室蘭市長　　岩　田　弘　志

乙　室蘭市東町４丁目２０番６号
社団法人　室蘭市医師会
会　長　　斎　藤　修　弥

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭市医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第１１条に基づく細則は次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　乙が協定書第２条の規定により救護班を派遣したときは医療救護活動終了後速やかに、各救護班の「医療救護活動報告書」（第１号様式）「班員名簿」　（第２号様式）及び「医療等品等使用報告書」（第３号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第２条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」　（第４号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第３条　協定書第９条第１号、第２号及び第４号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第５号様式）により、甲に請求するものとする。

２　協定書第９条第３号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第６号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第９条第１号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

２　協定書第９条第２号に規定する実費弁償の額は､使用した医薬品等に係る実費とする。

３　協定書第９条第３号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和３８年北海道条例第５６号）に準ずるものとする。

４　協定書第９条第４号に規定する費用弁償の額は同条第１号、第２号及び第３号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支　払）

第５条　甲は、前２条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払うものとする。

別表（第４条第１項）

区　　分	日　　当	旅　　費	時間外勤務手当
医　　師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和３１年北海道規則第１４２号） 別表第２に定める額		
補助職員	その都度定める	同　　左	同　　左

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　甲は、室蘭市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第４条　救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

２　救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

（４）　検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第５条　救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第６条　甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために、必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第７条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、

甲が負担するものとする。

（１）救護班の編成及び派遣に要する費用

（２）救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は、死亡した場合の扶助金

（４）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（北海道及び北海道歯科医師会との調整）

第１０条　甲は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき北海道の行う歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

２　乙は、前項の規定による北海道の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

（細　目）

第１１条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協　議）

第１２条　この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１１年１２月１日

甲　室蘭市
室蘭市長　　新　宮　正　志

乙　室蘭市東町１丁目２０番２６号
社団法人　室蘭歯科医師会
会　長　　古　谷　忠　雄

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　　この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　　甲は、室蘭市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　　乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第４条　　救護班は、甲が設置する医薬品等の集積場所及び避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

（救護班に対する指揮命令等）

第５条　　救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第６条　　甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第７条　　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第８条　　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1). 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2). 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3). 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4). 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（北海道及び北海道医師会との調整）

第９条　　甲は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき北海道の行う医療救護活動に協力するとともに、円滑に実施されるよう調整を図るものとする。

２　乙は、前項の規定による医療救護活動が円滑に実施されるよう、北海道薬剤師会との調整を図るものとする。

（細　目）

第１０条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協　議）

第１１条　この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年　５月　７日

甲　室蘭市
室蘭市長　青山　剛

乙　一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部
支部長　多田　昌央

胆振・北渡島檜山地域 災害拠点病院間の
災害時等における相互支援に関する協定書

（目的）

第１条 社会医療法人母恋　日鋼記念病院（以下「甲」という。）と王子総合病院（以下「乙」という。）と市立室蘭総合病院（以下「丙」という。）と苫小牧市立病院（以下「丁」という。）と総合病院伊達赤十字病院（以下「戊」という。）と八雲総合病院（以下「己」という。）と社会医療法人 製鉄記念室蘭病院（以下「庚」という。）は、大地震、台風等の自然災害等による大規模な災害及び事故等の発生時（以下「災害時等」という。）に、災害拠点病院として相互に連携・協力を行い、医療活動を継続し、適切な医療を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条 支援の内容は、次に掲げる項目とする。
（１）傷病者の受け入れ
（２）応急物資（医療資器材等）
（３）応急要員（職員派遣）
（４）前各号に定めのあるものの他、特に要請のあった事項

（支援の要請手続き）

第３条 支援を要請しようとする病院は、次の事項を明らかにして、文書により相手方に支援要請を行うものとする。ただし、それが困難な場合には、電話、ファックスその他の可能な手段によることができるものとする。
（１）被害等状況（人的被害、建物・ライフライン、医療資器材等）
（２）要請する支援の内容と規模等
（３）支援の期間
（４）前号に定めるもののほか、必要な事項

（連絡窓口）

第４条 災害時等に甲、乙、丙、丁、戊、己、庚が連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

（支援に要する経費の負担）

第５条 支援に要する経費は、原則として支援を要請した病院側の負担とする。ただし清算方法等についてはその都度別途協議する。

（平常時における協力体制）

第６条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において情報の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

（協議）

第７条 この協定書に拠りがたいものついては、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚の協議により定めるものとする。

２ この協定書は甲、乙、丙、丁、戊、己、庚の合意に基づき随時改定することができる。

（協定期間）

第８条 この協定期間は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までとし、期間満了１ヶ月前までに甲、乙、丙、丁、戊、己、庚いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より１カ年間延長し、その後も同様とする。

この協定書は甲と乙と丙と丁と戊と己と庚がそれぞれ１通を保管する。

平成２８年　４月　１日

（甲）室蘭市新富町 1-5-13
社会医療法人母恋 日鋼記念病院
理事長 院長　柳谷　晶仁

（乙）苫小牧市若草町３丁目４番８号
医療法人 王子総合病院
理事長･院 長 大岩　均

（丙）室蘭市山手町 3-8-1
市立室蘭総合病院
室蘭市病院事業管理者　土肥　修司

（丁）苫小牧市清水町１丁目５番２０号
苫小牧市立病院
院 長　松岡　伸一

（戊）伊達市末永町８１番地
総合病院伊達赤十字病院
院 長　武智　茂

（己）二海郡八雲町東雲町５０番地
八雲総合病院
院 長　三田　昌輝

（庚）室蘭市知利別町１丁目４５番地
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院
理事長　松木　高雪

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、室蘭市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会日胆ブロック（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）
第１条　この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）
第２条　甲は、室蘭市地域防災計画に基づき、柔道整復師による医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し柔道整復師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）
第３条　乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）
第４条　救護班は、甲が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。
２　救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）被災者に対する柔道整復（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲）の施術
（２）被災者に対する柔道整復の施術に用いる衛生材料等の提供

（救護班に対する指揮命令等）
第５条　救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の補給等）
第６条　甲は、衛生材料等の補給、柔道整復救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（施術料）
第７条　第４条第１項に規定する救護所における被災者に対する施術料は、無料とする。

（費用弁償等）
第８条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）救護班の編成及び派遣に要する費用
（２）救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
（３）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（損害賠償等）
第９条　乙は、第３条に定める災害医療救護計画に基づき救護所等に派遣する救護班員について、傷害保険に加入する者とする。
２　乙が派遣した救護班員が、救護活動中の事故により死亡、負傷、若しくは身体障害を有することとなった場合は、前項の規定により、乙が加入する傷害保険により補償するものとする。

（細　目）
第１０条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年１０月２３日

（甲）室蘭市
市長　青山　　剛

（乙）公益社団法人 北海道柔道整復師会 日胆ブロック
会長　田原　　篤

災害時に必要な物資の調達及び駐車場用地の提供に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社長崎屋（以下「乙」という。）とは、乙の営業するドン・キホーテ室蘭中島店（以下「本店舗」という）における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び駐車場用地の提供に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

２　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所及び避難者の駐車場として必要があると認めたときは、乙に対して駐車場用地の提供について協力を要請することができる。

３　乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給及び駐車場用地の提供についてこれに応ずるよう努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（１）別表１に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　第１条第１項に規定する要請は、乙に対して、注文書（別記様式１）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により注文書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に物資供給に関する注文書を提出するものとする。

２　第１条第２項に規定する要請は、乙に対して、要請書（別記様式２）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により要請書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に駐車場に関する要請書を提出するものとする。

（価　格）

第４条　物資の引取価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難い場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、甲の指定する場所又は乙の店頭において、甲の派遣した職員又は甲の指定する者に対し、物資及び数量を確認のうえ引

渡しを行うものとする。

（代金の支払い）

第６条　乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

（保有物資数量の照会）

第７条　甲は、必要に応じて乙に対し、保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応ずるものとする。

（疑義の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。ただし、乙が本店舗の営業を終了した場合は、この協定は本店舗のの営業終了をもって自動的にその効力を失うものとする

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２６年１２月　１日

甲　　室　蘭　市
　　室蘭市長　青山　剛

乙　　東京都目黒区青葉台２丁目 19 番 10 号
　　株式会社　長崎屋
　　代表取締役　関口　憲司

災害時における応急生活物資の供給及び駐車場用地の提供に関する協定書

室蘭市 （以下「甲」という。 ）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。 ）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び駐車場用地の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害の発生等」という。）に、甲が行う災害対策活動に係る物資等及び避難場所の確保を図るため、物資の供給及び駐車場の提供の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が室蘭市災害対策本部又は警戒本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

（物資の供給の要請等）

第３条　甲は、災害の発生等があった場合において、物資を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、別紙様式１により、その保有する物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に別紙様式１により提出することができる。

２　前項に規定する供給を要請する物資は、別表に掲げる物資であって甲が必要であると認めるものとする。

（駐車場用地の提供の要請等）

第４条　甲は、災害の発生等があった場合において、避難場所として駐車場を必要とするときは、乙に対し、別紙様式２により、駐車場用地の提供について協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に別紙様式２により提出することができる。

２　前項に規定する提供について協力を要請する駐車場用地は、別紙のとおりとする。

（協力の実施）

第５条　乙は前２条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先的な供給及び運搬又は駐車場用地の提供について協力に努めるものとする。

（価格）

第６条　物資の取引価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難い場合は甲乙協議の上決定するものとする。

（物資の引渡し）
第７条　乙は第３条第１項に規定する要請を受けたときは、甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の派遣した職員又は甲の指定する者の確認を受けて引渡しを行うものとする。

（代金の支払い）
第８条　乙は、前条の規定により物資を引き渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。
２　甲は、乙から代金の支払請求があった場合は、室蘭市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）
第９条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては人事総務開発本部総務部長とする。

（協定の効力）
第１０条　この協定は、締結の日から、甲又は乙から協定の廃止について申し出があり、甲乙協議した上で協定を廃止するときまで、効力を有するものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成２０年２月１２日

（甲）　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長 新 宮 正 志

（乙）　札幌市白石区本通２１丁目南１番１０号
イオン北海道株式会社
代表取締役社長　植　村　忠　規

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成１８年１２月２２日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第１条　本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

（１）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、防災情報等（以下「情報」という。）の提供。

（２）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第２条　災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

２．電光掲示版の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第３条　乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式１）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第４条　災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

２．甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第５条　甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
室蘭市総務部総務課【防災安全】	０１４３－２５－２２４４
当直室（夜間・休日）	０１４３－２２－１１１１

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
室蘭登別販売課（代表）	０１４３－８８－３３１１
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	０８０－１０１７－０１３８

（守秘義務）

第６条　甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

（１）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

（２）開示又は知得の際、自己が所有していたもの

（３）正当な権限を有する第三者から入手したもの

２．前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から１年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年３月１日

甲　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市長　　新宮　正志

乙　札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
　　北海道コカ・コーラボトリング株式会社
　　代表取締役社長　角野　中原

道内卸売市場による災害時相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において次に掲げる災害が発生し、災害を受けた卸売市場（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を地域住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない卸売市場（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災地域における生鮮食料品の安定供給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害

（２）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（３）その他災害で、被災地域への応援が必要とされる場合

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）被災地域の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）被災地域の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

２　乙は、前項に定める応援のほか、市場事業の継続のために甲が要請する応援のうち、対応可能なものについては、その実現に努めることとする。

（応援要請）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部署を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（３）前条第１項第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（４）応援を要する卸売市場名及び当該市場への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

（協定の遵守）

第４条　乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

（応援供給の方法）

第５条　乙は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、応諾の可否を判断し、応諾できる場合は甲と速やかに連絡調整のうえ応援供給を実施する。

２　公設市場においては、開設者が場内の卸売会社との連絡調整を行う。

３　第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援供給は、この協定を締結する卸売市場の卸売会社間の相対取引による決済を基本とする。

（応援経費の負担）

第６条　第２条第１項及び第２項に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙が自主的な応援を実施する場合の経費は、乙の負担とする。

（情報連絡体制）

第７条　この協定を締結する卸売市場は、相互応援のための連絡担当部署をあらかじめ定め、災害が発生した時は速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する卸売市場が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、記名押印の上、各々１通を保有する。

附　則

この協定は、平成２４年９月１日から効力を生ずる。

平成２４年８月２０日

札幌市中央卸売市場
札幌市長　　上田　文雄

札幌市中央卸売市場
曲〆高橋水産株式会社
代表取締役社長　高橋　清一郎

札幌市中央卸売市場
丸水札幌中央水産株式会社
代表取締役社長　武藤　修

札幌市中央卸売市場
丸果札幌青果株式会社
　代表取締役社長　勇崎　恒宏

札幌市中央卸売市場
札幌ホクレン青果株式会社
　代表取締役社長　増田　公昭

室蘭市公設地方卸売市場
室蘭市長　　青山　剛

室蘭市公設地方卸売市場
丸果室蘭青果株式会社
　代表取締役社長　渡　一広

室蘭市公設地方卸売市場
株式会社室蘭魚市場
　代表取締役社長　池田　隆

苫小牧市公設地方卸売市場
　苫小牧市長　　岩倉　博文

苫小牧市公設地方卸売市場
マルトマ苫小牧卸売株式会社
　代表取締役社長　菅原　正樹

苫小牧市公設地方卸売市場
丸一苫小牧中央青果株式会社
　代表取締役社長　島　忠義

函館市水産物地方卸売市場
函館市青果物地方卸売市場
　函館市長　　工藤　壽樹

函館市水産物地方卸売市場
函館魚市場株式会社
　代表取締役社長　松山　征史

函館市青果物地方卸売市場
東一函館青果株式会社
　代表取締役社長　木戸浦　静男

函館市青果物地方卸売市場
丸果函館合同青果株式会社
　代表取締役社長　勝木　敏孝

災害時に必要な物資の調達及び駐車場用地の提供に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社ラルズ（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び駐車場用地の提供に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

２　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所及び避難者の駐車場として必要があると認めたときは、乙に対して駐車場用地の提供について協力を要請することができる。

３　乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給及び駐車場用地の提供についてこれに応ずるよう努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（１）別表１に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　第１条第１項に規定する要請は、乙又は別表２に掲げる乙の支店に対して、注文書（別記様式１）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により注文書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に物資供給に関する注文書を提出するものとする。

２　第１条第２項に規定する要請は、乙に対して、要請書（別記様式２）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により要請書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に駐車場に関する要請書を提出するものとする。

（価　格）

第４条　物資の引取価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難い場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、甲の指定する場所又は乙の店頭において、甲の派遣した職員又は甲の指定する者に対し、物資及び数量を確認のうえ引

渡しを行うものとする。

（代金の支払い）
第６条　乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。
２　甲は、前項の請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

（保有物資数量の照会）
第７条　甲は、必要に応じて乙に対し、保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応ずるものとする。

（緊急輸送用通路）
第８条　甲は、災害が発生し、甲として緊急輸送車両の通行のため必要と判断した場合は、災害拠点病院である市立室蘭総合病院への緊急輸送用通路としてスーパーアークス室蘭中央店屋上駐車場及び進入路を使用することとし、乙は緊急輸送用通路として開放する。そのルートは別表３とするものとする。
２　前項の要請は、緊急輸送用通路を使用するものが乙に対して、口頭（電話）で要請し、事後に要請書（別記様式３）を提出するものとする。

（疑義の決定）
第９条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（有効期間）
第１０条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２６年１２月　１日

甲　室　蘭　市
室蘭市長　青山　剛

乙　札幌市中央区南 13 条西 11 丁目 2 番 32 号
株式会社ラルズ
代表取締役社長　守屋　澄夫

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社セブン‐イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給についてこれに応じるよう努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（１）食料品

（２）飲料

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第３条　甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第４条　第１条第１項の要請は、「物資発注書（別紙１）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第６条　乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、その代金を３０日以内に乙へ支払うものとする。

３　物資の引取価格は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

４　前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第７条　甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン‐イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第８条　甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン‐イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙２）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第１０条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間この協定は更新され、その後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、１ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

第１２条　この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２９年８月３１日

甲　　北海道室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　　青　山　　剛

乙　　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
代表取締役　　古　屋　一　樹

災害時に必要な物資の調達に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給についてこれに応ずるよう努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は､室蘭市地域防災計画に掲げる救援物資等のうち、乙が保有する物資とする。

（要請の方法）

第３条　第１条第１項に規定する要請は、乙又は別表１に掲げる乙の連絡先・店舗に対して、注文書（別記様式１）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により注文書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に物資供給に関する注文書を提出するものとする。

（価　格）

第４条　物資の引取価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難い場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、甲の指定する場所又は乙の店頭において、甲の派遣した職員又は甲の指定する者に対し、物資及び数量を確認のうえ引渡しを行うものとする。

（代金の支払い）

第６条　乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。

（保有物資数量の照会）

第７条　甲は、必要に応じて乙に対し、保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、

甲から照会があったときはこれに応ずるものとする。

（疑義の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市
　　室蘭市長　　青山　剛

乙　札幌市東区北２４条東２０丁目１－２１
　　株式会社ツルハ
　　代表取締役社長　　鶴羽　順

災害時に必要な物資の調達に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグプラス（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給についてこれに応ずるよう努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は､室蘭市地域防災計画に掲げる救援物資等のうち、乙が保有する物資とする。

（要請の方法）

第３条　第１条第１項に規定する要請は、乙又は別表１に掲げる乙の支店に対して、注文書（別記様式１）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により注文書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に物資供給に関する注文書を提出するものとする。

（価　格）

第４条　物資の引取価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難い場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、甲の指定する場所又は乙の店頭において、甲の派遣した職員又は甲の指定する者に対し、物資及び数量を確認のうえ引渡しを行うものとする。

（代金の支払い）

第６条　乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。

（保有物資数量の照会）

第７条　甲は、必要に応じて乙に対し、保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、

甲から照会があったときはこれに応ずるものとする。

（疑義の決定）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　　青山　剛

乙　札幌市東区北４１条東９丁目３番１号
株式会社サンドラッグプラス
代表取締役社長　　岡田　誠

災害時に必要な物資の調達に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要　請）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、保有商品等の優先供給についてこれに応ずるよう努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は､室蘭市地域防災計画に掲げる救援物資等のうち、乙が保有する物資とする。

（要請の方法）

第３条　第１条第１項に規定する要請は、乙又は別表１に掲げる乙の連絡先・店舗に対して、注文書（別記様式１）によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事情により注文書をもって要請できないときは、口頭（電話又は店頭）で要請し、事後に物資供給に関する注文書を提出するものとする。

（価　格）

第４条　物資の引取価格は、原則として災害発生直前時点における乙の店頭表示価格を基準とするものとし、これにより難い場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（物資の引渡し）

第５条　乙は、第３条の規定による要請を受けたときは、甲の指定する場所又は乙の店頭において、甲の派遣した職員又は甲の指定する者に対し、物資及び数量を確認のうえ引渡しを行うものとする。

（代金の支払い）

第６条　乙は、前条の規定により物資を引渡したときは、甲に対して納品書及び請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。

（保有物資数量の照会）
第７条　甲は、必要に応じて乙に対し、保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応ずるものとする。

（疑義の決定）
第８条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（有効期間）
第９条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成３０年１月１３日

甲　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　　青　山　　剛

乙　室蘭市海岸町１丁目５８番入江臨海ビル１F

一般社団法人北海道薬剤師会室蘭支部

支部長　　上　田　　薫

災害時における燃料の供給及び施設の利用等の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と胆振地方石油販売業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、室蘭市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等（以下「業務等」という。）を支援し市民生活の早期安定を図るため、燃料の供給及び施設の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請内容）

第２条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項につき必要があると認めるときは、乙に対して、協力を要請することができる。

（１）　甲が行う業務等に従事する自動車への燃料供給

（２）　甲が業務等を行う庁舎及び施設における非常電源等への燃料供給

（３）　学校などの避難場所の運営管理のための燃料供給

（４）　一時的な住民の避難場所としての施設の提供

（５）　ジャッキやバール等の工具、消火器等の貸出し

（６）　周辺の被害状況、道路情報等の提供

（７）　帰宅困難者（交通が途絶したため徒歩で帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）への一時休憩所として水道水やトイレ等の提供

（８）　帰宅困難者へのラジオやテレビ等による情報や地図等による道路情報の提供

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（要請の方法等）

第４条　第２条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　要請にあたっては、協力を要請する期間その他必要な事項を連絡するものとする。

３　前項の協力を要する期間は、災害の状況により甲は認めたときは、乙と協議のうえ延長することができる。

４　甲が通信の途絶等の理由により乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において実施することができる。

（燃料等の運搬方法等）

第５条　燃料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第６条　乙が第３条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害時等の直前における通常の価格を基準とすることとし、これにより難い場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　前条に規定する経費は乙が供給を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定による請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。

（連　絡）

第９条　甲と乙は、災害時等に支障を来たさないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

２　乙は、この協定に基づき協力を実施できる市内の給油取扱所の名称等の必要な情報を甲に通知するものとする。通知した情報に変更があった場合も同様とする。

（協　議）

第１０条　この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１１条　この協定は、調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を有する。

附　則

平成 13 年 9 月 3 日に締結された協定は、これを破棄する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成２０年１０月１０日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　新　宮　正　志

乙　室蘭市東町３丁目２番２号
胆振地方石油販売業協同組合
理事長　　吉　田　　訓

災害等の発生時における室蘭市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、室蘭市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第２条　災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第４条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第３条　この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

（１）被災場所における LP ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供

（２）被災場所における応急措置及び復旧工事

（３）避難場所等への LP ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事

（４）大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等の安全対策

（５）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第４条　甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第５条　乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原

則として甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第８条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第９条　乙は、その協議会活動を通じて、LP ガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２３年３月２４日

甲　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市
　　室蘭市長　新宮　正志

乙　室蘭市東町１丁目５番２１号
　　社団法人　北海道エルピーガス協会　胆振支部
　　北海道エルピーガス災害対策協議会
　　現地本部長　市橋　勝男

日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のために地方支部管内の各地区協議会（以下「地区」という。）相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第２条　地方支部管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。

（相互応援のための平常準備）

第３条　地方支部管内の地区の長（以下「区長」という。）は、地区内における相互応援のための応急給水容器及び応急復旧用資材の在庫等の現状を把握しておくものとする。

２　会員は、毎年５月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し、その調査結果を当該区長に通知しなければならない。

３　当該区長は、前項の調査結果を集計し、その集計結果を毎年６月末日までに地方支部の長（以下「支部長」という。）に通知しなければならない。

４　支部長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

（連絡担当部課）

第４条　支部長及び区長は、この協定の実施にあたり、情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者、連絡補助者を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合に、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請方法）

第５条　区長は、地区内の会員から応援の要請があり、他地区の会員の応援を得なければ対応が困難であると判断した場合又は区長都市が被災し応援を受ける必要があると判断した場合には、支部長に対して他の地区の会員からの応援を要請するものとする。

２　前項の場合応援の要請を受けた支部長は、必要に応じ、ただちに他の地区の区長に対して応援の要請を行うものとする。

３　第２項により支部長から応援の要請を受けた区長は、地区内の会員に対して応援を要請し、調整をするとともに、その結果を速やかに支部長に報告するものとする。

４　支部長は、各区長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

５　支部長は、支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

（応援要請内容）

第６条　応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用い

て行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

（１）災害の状況

（２）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（連絡調整担当全員）

第７条　第５条第１項の場合において、支部長都市又は区長都市が被災したときにこれらの都市における災害に関して必要な情報の連絡調整を補完する必要がある場合において、これを行う会員（以下「連絡調整担当会員」という。）を定める。

２　連絡調整担当会員は、隣接する区長都市があたるものとし、対象となる支部長都市及び区長都市ごとに定める。

３　連絡調整担当会員は、担当する支部長又は区長都市の要請に基づき、被災状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行う。

（現地対策本部の設置）

第８条　第５条の場合において支部長は、応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、現地対策本部を設置する。

２　本部長は支部長が任命する。

３　現地対策本部の組織及び構成員は、本部長が決定する。

４　現地対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）水道施設の被害に関する情報を収集すること。

（２）応援活動の調整を行うこと。

５　災害の規模が特に大きく、厚生省、北海道、日本水道協会等による現地救護組織が設置されたときは、現地対策本部は、当該現地救援組織に移行する。

（応援活動の種類）

第９条　会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（１）応急給水作業

（２）応急復旧作業

（３）応急復旧用資材の提供

（４）工事業者のあっせん

（５）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第１０条　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、ジュラフ、携行電灯、カメラ及び冬季においては防寒具などを携行させるものとする。

２　派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

３　派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第１１条　応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）

第１２条　この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（会員以外への協力）

第１３条　会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（委任）

第１４条　この協定の実施に関して必要な事項については、地方支部長が別に定める。

附則

１　この協定は、平成１０年７月１日から施行する。

２　日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和５５年度第５１回支部総会決定）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書６通を作成し、地方支部長及び各区長記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１０年７月１日

日本水道協会北海道地方支部長
札幌市長　桂　信雄

日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会区長
小樽市長　新谷昌明

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長
釧路市長　綿貫健輔

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会区長
室蘭市長　新宮正志

日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会区長
函館市長　木戸浦隆一

日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会区長
旭川市長　菅原功一

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第２条　地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定に定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援の要請があった場合においても地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

（応援の要請の手順）

第３条　応援要請の手順は、次の各号による。

（１）　各会員は、その属する地区の区長都市へ応援を要請する。

（２）　区長都市は、地区管内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地方支部へ応援を要請する。

（応援要請の内容）

第４条　応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

（１）　災害の状況

（２）　必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員

（４）　応援の場所及び応援場所への経路

（５）　応援の期間

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の種類）

第５条　会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（１）　応急給水作業

（２）　応急復旧作業

（３）　応急復旧用資材の供出

（４）　工事業者のあっせん

（５）　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第６条　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

２　派遣応援要員は，被災会員の指示に従って作業に従事する。

３　派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第７条　応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（会員以外への協力）

第９条　会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（委任）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項については、区長が別に定める。

附　則

この協定は，平成１０年１２月１日から施行する

この協定の成立を証するため本書２０通を作成し、地区会員の首長記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１０年１２月１日

日本水道協会道南地区協議会会員

地区長	室蘭市長	新　宮　正　志		静内町長	増　本　一　男
	苫小牧市長	鳥　越　忠　行		白老町長	見　野　　全
	登別市長	上　野　　晃		壮瞥町長	菅　原　俊　一
	伊達市長	阿　部　政　康		新冠町長	岡　　裕
	厚真町長	藤　原　正　幸		早来町長	柴　田　勝　治
	虻田町長	長　崎　良　夫		平取町長	中　道　善　光
	浦河町長	谷　川　弘一郎		穂別町長	横　山　宏　史
	えりも町長	佐々木　隆　人		三石町長	村　井　兵　作
	追分町長	山　口　敏　雄		鵡川町長	大　内　良　一
	様似町長	谷　﨑　敏　夫		門別町長	郡　司　　啓

大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書

室蘭市　（以下「甲」という。）と室蘭市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における水道の被害調査・応急給水・応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき、大規模災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、大規模災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し調査班、給水班、復旧班の派遣を要請することができる。

（協力）

第３条　乙は、甲から要請を受けた時は、速やかに調査班、給水班、復旧班を編成し応急活動に協力するものとする。

（体制の確立）

第４条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織・動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

２　乙は、毎年、乙の組合員の資機材の保有状況調査を実施するとともに、これに基づき前項の体制を確立するものとする。

（指揮）

第５条　応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）応急活動用車両等機械の借上料

（２）輸送費及び人件費

（３）応急活動に使用した乙の保有する資材費

（４）その他応急活動に欠かす事のできない経費

（契約及び支払）

第７条　応急活動に係る請負契約は、甲と乙及び乙の組合員との間で締結するものとする。

２　応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括し

て請求事務を執り行うものとする。
３　応急活動に要する経費の算定については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

（災害補償・損害賠償）
第８条　応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、この組合員の労災保険により補償をするものとする。
２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（共同訓練）
第９条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第 11 条 この協定の有効期間は、締結の日から施工し、その日から起算して一年間とする。ただし、期間満了の日から１ヶ月以前に、甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに１年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成１９年３月２７日

（甲）　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市
　　室蘭市長 新 宮 正 志
（乙）　室蘭市東町２丁目２番１５号
　　室蘭市管工事業協同組合
　　理 事 長　 田 村 隆 幸

災害情報の通報に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と、室蘭ハイヤー協同組合（以下「乙」という。）は、室蘭市内において災害等が発生した場合における情報の通報に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害等が発生した場合に、乙に加盟する事業者（個人組合を含む。以下同じ。）及びその乗務員が、災害情報を甲へ通報することにより、甲の迅速な消防・防災活動の実施に寄与し、もって被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（災害等の種類）

第２条　この協定の対象とする災害等の種類は、原則として次に掲げる場合とする。

（１）震度４以上の地震

（２）台風又は豪雨等の自然災害

（３）火災又は人身交通事故

（４）その他災害又は大事故等で、甲から乙に対して情報の提供を要請したとき。

（災害情報の通報）

第３条　乙（本条において、加盟する事業者及びその乗務員を含む。）は、前条に規定する災害時において、発見した災害情報を別記に定める「災害情報通報要領」に基づき、甲に通報するものとする。

２　前項の規定は、乙の自発的な協力により行うものであって、乙に対して義務付けるものではない。

（有効期間）

第４条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限りその効力を有する。

（協　議）

第５条　この協定に定めがない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえその１通を保有する。

平成９年１２月１６日

甲　室蘭市
室蘭市長　新　宮　正　志

乙　室蘭市東町５丁目９番２号
室蘭ハイヤー協同組合
理事長　三　浦　清　作

災害時における応急対策業務に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務（以下「応急活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙及び乙に所属する会員（以下「乙会員」という。）の協力を得て応急活動を行うことにより、災害復旧及び災害防止を図ることを目的とする。

（応急活動の内容）

第２条　この協定に基づき、乙会員が協力する応急活動は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害時等の甲が管理する道路、河川、建築物、その他の公共施設（以下「公共土木建築施設」という。）の被災等の状況に関する情報の収集及び甲への提供

（２）　損壊した公共土木建築施設の応急復旧、障害物の除去及び公共土木建築施設の機能の回復を図るための措置

（３）　緊急人命救助に伴う障害物等除去のための業務

（４）　災害廃棄物の運搬・収集・中間処理に関する業務

（５）　その他甲が必要と認める応急活動としての業務

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等の状況により、乙会員の協力が必要であると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により応急活動の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（１）　災害の状況及び協力を要請する理由

（２）　協力を必要とする場所

（３）　協力を要請する応急活動の内容

（４）　甲の担当責任者

（５）　その他必要な事項

２　乙及び乙会員は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（連絡、実施体制の確立）

第４条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ乙会員に対する連絡体制その他応急活動の実施体制を確立し、その内容を甲に通知するものとする。

２　乙は、毎年、乙会員の資機材の保有状況調査を実施し、その内容を甲に通知するものとする。

（応急活動の実施者）

第５条　乙は、甲から要請があったときは、乙会員の中から応急活動を実施する者（以下「応急活動実施者」という。）を選定し、第３条第１項各号の事項を伝え、応急活動の実施を要請するものとする。

２　乙は、応急活動実施者を選定したときは、速やかに甲に通知するものとする。

３　応急活動実施者は、甲の指示を受けて応急活動を実施するものとする。

（応急活動の報告）

第６条　応急活動実施者は、応急活動を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲の要請に基づく乙会員の応急活動に要する費用は、甲が負担するものとする。

（契約の締結）

第８条　応急活動に係る請負契約は、甲と応急活動実施者との間で締結するものとする。

２　応急活動に要する経費については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

（災害補償・損害賠償）

第９条　甲からの協力要請に応じて応急活動の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その従事者に対する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等によるものとする。ただし、法令等の規定による補償等が受けられない場合は、甲と乙会員の協議によるものとする。

２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙会員の協議により対処するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部総括部長、乙においては室蘭市建設業協会会長とする。

（訓練）

第１１条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙会員はこれに積極的に参加するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成３０年９月５日

（甲）　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　青　山　　剛

（乙）　室蘭市入江町１番７４号
室蘭市建設業協会
会長　　藤　川　康　司

大規模火災等の災害時における応援出動に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、室蘭市の区域（石油コンビナート等特別防災区域を除く。）において、大規模又は拡大する恐れがある火災等（以下「大規模火災等」という。）を防止するため、自衛消防組織（以下「応援隊」という。）の応援出動に関する事項を、次のとおり協定する。

（応援要請をする火災等の規模）

第１条　大規模火災等が発生し、甲の持つ消防力のみで対応が困難である場合若しくは困難が予想される場合。

（応援要請方法）

第２条　大規模火災等が発生した場合、甲から乙に応援隊の出動を要請する。

２　前項に定める甲の権限は、室蘭市消防長に委任するものとする。

（応援要請の連絡事項）

第３条　甲は、大規模火災発生時において応援要請をする場合、次に掲げる事項を明確にし、乙に速絡するものとする。

（１）災害の発生日時

（２）災害の発生場所

（３）災害の状況

（４）活動概要

（５）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第４条　応援要請を受けた乙は、所管施設の保安が維持できる範囲内で応援隊を編成し、速やかに派遣するものとする。

（指揮体制）

第５条　応援隊の指揮は、甲が行うものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援隊の派遣に要する経費は、次の区分により負担するものとする。

（１）甲の負担

ア　給食費

イ　使用した泡消火剤及び特別防禦資機材等の費用

ウ　車両等の保有燃料の全量を消費し、甲の了解を得て捕給した燃料費

（２）乙の負担

ア　応援隊の出動に係る諸手当及び被服費の損耗費

イ　車両及び機械器具の燃料費

ウ　車両及び機械器具の破損、故障及び磨耗等による修繕費

（損害賠償）
第７条　応援隊の活動に伴い発生した損害賠償に要する次に掲げる経費は、甲の負担とする。ただし、乙の重大な過失により発生したものは、これを除くものとする。
（１）土地、建物又は工作物等に対する損害賠償
（２）第三者の死傷に対する損害賠償
２　前項に定める損害が車両等の場合にあっては、乙が加入する自動車損害賠償責任保険により支払われる金額を控除した金額とする。
（災害補償）
第８条　応援隊員の災害保証については、原則として室蘭市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３１号）によって甲が行う。
（協議）
第９条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定める。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、施行の日から２年間とする。ただし、期間満了までに甲、乙いずれからも解約の意思表示が無い場合は、更に２年間延長し、以後も同様とする。

附　則

この協定は、平成８年９月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲及び乙において記名押印のうえ各１通を保有する。

平成８年８月２９日

甲　　室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　新　宮　正　志

乙　（各　通）
室蘭市仲町１２番地
新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所
取締役所長　佐　藤　信　吾

室蘭市茶津町４番地
株式会社日本製鋼所室蘭製作所
取締役所長　山　下　　勲

室蘭市陣屋町１丁目１７２番地
日本石油精製株式会社室蘭製油所
取締役所長　渡　辺　靖　夫

室蘭市本輪西町１丁目１番地９
有限会社蘭北共同防災センター
代表取締役　増　井　貞　人

平成９年３月２６日締結
（平成９年４月１日施行）
乙　　伊達市長和町１６３番地１
北海道電力株式会社伊達発電所
所　長　　伊　藤　光　雄

災害時における公共施設に係る電気設備等の応急対策業務に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭地方電気工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における甲が管理する道路、建築物、その他の公共施設に係る電気設備（以下「電気設備等」という。）の応急対策業務（以下「応急活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙及び乙に所属する組合員（以下「乙組合員」という。）の協力を得て電気設備等の応急活動を行うことにより、災害復旧及び災害防止を図ることを目的とする。

（応急活動の内容）

第２条　この協定に基づき、乙組合員が協力する応急活動は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害時等の電気設備等の被災等の状況に関する情報の収集及び甲への提供

（２）　損壊した電気設備等の応急復旧及び機能の回復を図るための措置

（３）　その他甲が必要と認める応急活動としての業務

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等の状況により、乙組合員の協力が必要であると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により応急活動の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（１）　災害の状況及び協力を要請する理由

（２）　協力を必要とする場所

（３）　協力を要請する応急活動の内容

（４）　甲の担当責任者

（５）　その他必要な事項

２　乙及び乙組合員は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（連絡、実施体制の確立）

第４条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ乙組合員に対する連絡体制その他応急活動の実施体制を確立し、その内容を甲に通知するものとする。

２　乙は、毎年、乙組合員の資機材の保有状況調査を実施し、その内容を甲に通知するも

のとする。

（応急活動の実施者）

第５条　乙は、甲から要請があったときは、乙組合員の中から応急活動を実施する者（以下「応急活動実施者」という。）を選定し、第３条第１項各号の事項を伝え、応急活動の実施を要請するものとする。

２　乙は、応急活動実施者を選定したときは、速やかに甲に通知するものとする。

３　応急活動実施者は、甲の指示を受けて応急活動を実施するものとする。

（応急活動の報告）

第６条　応急活動実施者は、応急活動を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲の要請に基づく乙組合員の応急活動に要する費用は､甲が負担するものとする。

（契約の締結）

第８条　応急活動に係る請負契約は、甲と応急活動実施者との間で締結するものとする。

２　応急活動に要する経費については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

（災害補償・損害賠償）

第９条　甲からの協力要請に応じて応急活動の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その従事者に対する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等によるものとする。ただし、法令等の規定による補償等が受けられない場合は、甲と乙組合員の協議によるものとする。

２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙組合員の協議により対処するものとする。

（連絡責任者）

第１０条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部総括部長、乙においては室蘭地方電気工事業協同組合理事長とする。

（訓練）

第１１条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙組合員はこれに積極的に参加するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項

については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成２０年１２月２４日

（甲）　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　新　宮　正　志

（乙）　室蘭市東町４丁目７番８号
室蘭地方電気工事業協同組合
理事長　　末　永　敏　夫

災害時協力協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、室蘭市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

（１）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動

（２）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査

（３）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第４条　甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）応急対策活動の実施期間及び場所

（２）応急対策活動の内容

（３）その他必要な事項

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）応急対策活動の実施期間及び場所

（２）応急対策活動の内容

（３）その他必要な事項

（費用負担）
第６条　乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）
第７条　乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）
第８条　この協定の有効期限は、締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２４年２月２８日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　青山　剛

乙　札幌市西区発寒６条１２丁目６番１１号
一般財団法人　北海道電気保安協会
理事長　大内　全

災害時における機器の調達に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道建設機械レンタル協会室蘭支部（以下「乙」という。）は、室蘭市内に地震、津波、風水害、大規模な事故等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）において、機械及び器具（以下「機器」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等の発生時において、甲が実施する応急対策等を円滑に進め、災害の防止と市民生活の早期安定を図るため必要とする乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害等の発生時における応急処置のため、緊急に機器の調達が必要になった場合は、「機器の調達に関する要請書」（別紙様式）をもって乙に調達の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその方法をもって要請し、事後に提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたときは、乙は保有及び調達可能な機器について、優先的に、且つ、速やかに確保して甲に協力するよう努めるものとする。

（機器の範囲）

第４条　甲が乙に調達を要請する機器は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有及び調達可能な機器とする。

（１）　照明機器
（２）　移動式暖房機器
（３）　発電機
（４）　仮設トイレ
（５）　その他甲が指定する機器

（機器の納入）

第５条　機器納入は、甲の指定する場所とし、甲の職員が確認の上納入するものとする。

この場合において、甲は、乙が機器を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が第３条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

前項の経費は、災害等の発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の請求）
第７条　乙は、前条の規定により決定した経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条の規定により乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）
第９条　乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更のある場合においても同様とする。

（協定の有効期限）
第１０条　この協定は、平成２５年３月６日からその効力を有するものとし、甲又乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、両者記入押印の上、各自１通を保管する。

平成２５年３月６日

甲　室蘭市
室蘭市長　青山　　剛　　印

乙　北海道建設機械レンタル協会室蘭支部
支部長　　斉藤　孝広　　印

大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市及び登別市において大規模災害発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、室蘭・登別遊技場組合（以下「甲」という。）と室蘭市（以下「乙」という。）と登別市（以下「丙」という。）が、甲の組合員が管理する駐車場（以下「対象駐車場」という。）を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条　この協定による対象駐車場の使用用途は、救援車両等の集結場所、防災資機材等の一時保管場所及び救援ヘリの離発着場所等とする。

（使用の開始）

第３条　乙又は丙は、前条に基づき対象駐車場を使用する際には、事前に甲に対しその旨を通知するものとする。

（協定の対象となる災害）

第４条　本協定の対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、噴火その他自然現象若しくは大規模な火事若しくは爆発等が原因により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合とする。

（使用期間）

第５条　乙又は丙が対象駐車場を使用する期間は、前条で定める災害が発生し、又は発生するおそれにより、甲の組合員が管理する施設の営業を休止しているときから営業を再開するまでの間とする。

２　乙又は丙は、対象駐車場を使用している期間中において、当該対象駐車場を管理している甲の組合員の営業上の都合等により、営業を休止している期間中に当該対象駐車場の使用の中止を求められたときは、速やかに原状に復さなければならない。

（費用負担）

第６条　この協定の定めるところにより対象駐車場を使用する場合の使用料は、無償とする。

２　前項の場合において、災害時における救援業務等に従事する者が、甲の組合員が管理する施設内において、必要により甲の組合員が所有する水道設備、電気設備等を使用する場合には、乙又は丙はその実費分を負担するものとする。この場合において、乙又は丙は、使用しようとする施設を管理する甲の組合員の承諾を得なければならない。

（破損に係る対応）

第７条　乙又は丙が対象駐車場を第２条に規定する使用用途として使用し、破損が生じた場合の復旧にかかる経費については、使用した乙又は丙の負担とする。ただし、災害に起因して被害を被った箇所については、この限りでない。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　８月２７日

甲　室蘭市東町２丁目２４番４号
室蘭・登別遊技場組合
組合長　　黒　田　庄　一

乙　室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　　青　山　　剛

丙　登別市中央町６丁目１１番地
登別市長　　小笠原　春　一

燃料電池自動車等を活用した災害時における協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭商工会議所（以下「乙」という。）とは、乙の保有する燃料電池自動車等を活用した災害時における協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害をいう。）が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て災害応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定に基づき乙が協力する内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害時において、甲の要請に基づき、乙の保有する燃料電池自動車等を非常用電源として提供

（２）　その他災害応急活動に関し必要な協力

２　甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（協力の要請）

第３条　甲は災害時等の状況により、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対して次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（１）　協力を必要とする理由

（２）　協力を要請する内容

（３）　協力を必要とする場所

（４）　その他必要な事項

（協力の実施報告）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

２　乙は、協力を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）協力活動の実施期間及び場所

（２）協力活動の内容

（３）その他必要な事項

（連絡責任者）
第５条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては専務理事とする。

（費用負担）
第６条　第２条第１項各号に規定する協力に要する費用については、甲乙協議して決定するものとする。

（防災訓練への参加）
第７条　乙は、甲が実施し、又は地域において行われる防災訓練等に参加し、防災に関する知識を深め、災害時等の対応に資するものとする。

２　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期限）
第８条　この協定の有効期限は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２９年５月２９日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　青山　剛

乙　室蘭市海岸町１丁目４番５号
室蘭商工会議所
会頭　栗林　和徳

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は室蘭市地域防災計画に基づく警戒本部（以下「警戒本部」という。)を設置したとき、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、室蘭市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、室蘭市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したとき又は警戒本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は警戒本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中又は警戒本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中又は警戒本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 29 年 11 月 28 日

甲）室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長 青山 剛

乙）札幌市中央区大通西１２丁目４番地
株式会社ゼンリン
北海道エリア統括部 部長 中村 英二

災害時における防災資機材及び施設の利用等の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と株式会社イーテックス（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、室蘭市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、防災資機材及び施設の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請内容）

第２条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項につき必要があると認めるときは、乙に対して、協力を要請することができる。

（１）　避難場所の運営管理のための非常用発電機その他の防災資機材の借用

（２）　一時的な住民の避難場所としての施設の提供

（３）　周辺の被害状況、道路情報等の提供

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（要請の方法等）

第４条　第２条の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　要請に当たっては、協力を要請する期間その他必要な事項を連絡するものとする。

３　前項の協力を要する期間は、災害の状況に応じて、甲乙協議の上で延長することができる。

４　甲が通信の途絶等により乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、状況に応じ自主的に可能な範囲において実施することができる。

（防災資機材の運搬方法等）

第５条　防災資機材の運搬は、乙が行うものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が第３条の規定による協力のために要した経費のうち、第２条第１号の防災資機材の借用に係るものは、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害時等の直前における通常の価格を基準とすることとし、これにより難い場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　前条に規定する経費は乙が協力を終了し、その旨を甲の指定する職員が確認した後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定による請求書を受理したときは、３０日以内に乙へ支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合はこの限りでない。

（疑義の決定）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（連絡責任者）

第１０条　協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては代表取締役専務とする。

（有効期限）

第１１条　この協定は、調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成３０年１１月３０日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　　室蘭市八丁平２丁目１８番３３号

株式会社イーテックス

代表取締役社長　石田　博

災害時における応急対策業務に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭電業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務（以下「応急活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象や大規模な事故などによる災害をいう。）が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙及び乙に所属する会員（以下「乙会員」という。）の協力を得て応急活動を行うことにより、災害復旧及び災害防止と市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（応急活動の内容）

第２条　この協定に基づき、乙会員が協力する応急活動は、次に掲げるとおりとする。

（１）損壊した甲が所有する電気設備等の応急復旧工事又は緊急的な応急対策業務

（２）災害時等の甲が管理する施設の被災等の状況に関する情報の収集及び甲への提供

（３）その他甲が必要と認める応急活動としての業務

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等の状況により、乙会員の協力が必要であると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により応急活動の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（１）　災害の状況及び協力を要請する理由

（２）　協力を必要とする場所

（３）　協力を要請する応急活動の内容

（４）　甲の担当責任者

（５）　その他必要な事項

２　乙及び乙会員は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（連絡、実施体制の確立）

第４条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ乙会員に対する連絡体制その他応急活動の実施体制を確立し､その内容を甲に通知するものとする。

２　乙は、毎年、乙会員の資機材の保有状況調査を実施し、その内容を甲に通知するものとする。

（応急活動の実施者）
第５条　乙は、甲から要請があったときは、乙会員の中から応急活動を実施する者（以下「応急活動実施者」という。）を選定し、第３条第１項各号の事項を伝え、応急活動の実施を要請するものとする。
２　乙は、応急活動実施者を選定したときは、速やかに甲に通知するものとする。
３　応急活動実施者は、甲の指示を受けて応急活動を実施するものとする。

（応急活動の報告）
第６条　応急活動実施者は、応急活動を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用負担）
第７条　甲の要請に基づく乙会員の応急活動に要する費用は、甲が負担するものとする。

（契約の締結）
第８条　応急活動に係る請負契約は、甲と応急活動実施者との間で締結するものとする。
２　応急活動に要する経費については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

（災害補償・損害賠償）
第９条　甲からの協力要請に応じて応急活動の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その従事者に対する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等によるものとする。ただし、法令等の規定による補償等が受けられない場合は、甲と乙会員の協議によるものとする。
２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙会員の協議により対処するものとする。

（連絡責任者）
第１０条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部総括部長、乙においては室蘭電業協会会長とする。

（訓練）
第１１条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙会員はこれに積極的に参加するものとする。

（協議）
第１２条　この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成３１年２月２２日

（甲）　室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　　青山　剛

（乙）　室蘭市宮の森町４丁目 22 番 38 号
室蘭電業協会
会　　長　　高井　智志

室蘭市生涯学習センター「きらん」における災害対応への協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭市生涯学習センター整備運営事業の維持管理運営業務に関わる共同事業体（以下「乙」という。）は、乙が管理・運営する室蘭市生涯学習センター「きらん」（以下「指定管理施設」という。）における災害対応への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が室蘭市内で行う災害対応について、乙が協力するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第２条　甲は、室蘭市地域防災計画に基づき、指定管理施設を利用して実施する災害対応、又はその他災害対応に必要な措置について、乙に対して、その協力を要請することができる。

２　乙は、甲の要請に対し、可能な限り、通常業務に優先して積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第４条　第２条第１項により、乙が行う協力に係る費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、指定管理施設ごとに締結している指定管理に関する協定の内容等を参考に、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

（連絡責任者）

第５条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては営業部長とする。

（疑義）

第６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）
第７条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各々１通を保有する。

令和元年８月１日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市長　　青山　剛

乙　　室蘭市生涯学習センター整備運営事業の
維持管理運営業務に関わる共同事業体

(代表企業)
札幌市北区北 19 条西 4 丁目 1 番 21 号
日興美装ビル

代表取締役社長　　櫻井　和久

災害時における施設の利用等の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道ＰＣＢ処理事業所（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、室蘭市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、施設の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請内容）

第２条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項につき必要があると認めるときは、乙に対して、協力を要請することができる。

（１）　停電時の充電ステーションとしての施設の提供

（２）　周辺の被害状況、道路情報等の提供

２　前項第１号の規定により提供する施設は、室蘭市御崎町１丁目９番地８（ＰＣＢ処理情報センター）とする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（要請の方法等）

第４条　第２条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　要請にあたっては、協力を要請する期間その他必要な事項を連絡するものとする。

３　前項の協力を要する期間は、災害の状況により甲が認めたときは、乙と協議のうえ延長することができる。

４　甲が通信の途絶等の理由により乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において実施することができる。

（費用負担）

第５条　この協定の定めるところにより施設を利用する場合の使用料は、無償とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（連絡責任者）

第７条　協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては総務課長とする。

（有効期限）
第８条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和元年９月６日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　　室蘭市仲町１４番地７

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道ＰＣＢ処理事業所

所　　長　松本　修

災害時及び防災活動における協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と登別市（以下「乙」という。）と一般社団法人登別室蘭青年会議所（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は甲及び乙の地域に大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙と丙とが相互に協力して迅速かつ円滑な応援復旧活動を行うとともに、平常時から協力し防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

（平常時における協力）

第２条　甲と乙と丙は災害時に連携が円滑に行えるよう、平常時から次の事項について協力するものとする。

（１）市民等に対する防災知識の普及啓発

（２）災害時における連絡体制等の整備及び各種情報の共有

（３）防災活動に関する会議、訓練等への参加

（４）その他防災活動に必要と認められる事項

（災害時における協力）

第３条　甲と乙が丙に要請する協力事項は、次のとおりとする。

（１）災害対策本部等の運営に必要となる情報の収集及び整理の補助

（２）災害・安否・生活情報の収集及び伝達の補助

（３）給水、炊き出しその他の救援活動の補助

（４）避難所の開設及び運営の補助

（５）物資・資材の運搬及び配分の補助

（６）瓦礫の撤去、清掃及び運営の補助

（７）その他甲と乙が必要と認める事項

（協力要請の手続等）

第４条　甲と乙は、災害時等の状況により、丙の協力が必要であると認めたとき、丙に対して次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、文書での要請が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）協力を必要とする理由

（２）協力を要請する内容

（３）協力を必要とする場所

（支援の実施）

第５条　丙は、甲と乙の要請に基づく支援を実施するものとする。

２　丙は、支援の公益性を考慮し、次の事項に留意するものとする。
（１）地域住民、特に災害時に配慮した適切な方法で実施すること。
（２）支援の実施にあたっては、法令の遵守及び個人情報の保護を徹底すること。
（３）支援の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲又は乙の指示を仰ぐこと。
３　丙は、甲と乙の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）
第６条　甲と乙は、要請を受けて協力する丙の会員に対し、その協力内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。
２　甲と乙が協力要請を行う際は、丙に対して協力を必要とする場所の被害状況、交通規制などの情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）
第７条　甲又は乙の要請により丙の会員が協力を必要とする場所に移動する手段は、災害の状況に応じ相互に調整するものとする。

（費用負担等）
第８条　丙が第２条及び第３条の規定による協力のために要した経費については、甲乙丙協議の上、協議して決定するものとする。

（補償）
第９条　甲又は乙の要請により協力した丙の会員が被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
２　前項のボランティア保険に係る費用は、丙が負担するものとする。

（連絡責任者）
第１０条　協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては総務部長、丙においては専務理事とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲乙丙いずれからも協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年１０月６日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　　登別市中央町６丁目１１番地

登別市

登別市長　小笠原　春一

丙　　室蘭市東町２丁目２３番６号
第２大通りビル３階

一般社団法人登別室蘭青年会議所

理事長　宮本　朋行

室蘭市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり室蘭市災害ボランティアセンター（以下「センター」とい。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が設置し、乙が運営するセンターに関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置及び運営）

第２条　甲は、室蘭市災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織設置の必要性を認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第３条　甲は、センターを甲の所有する施設（以下「公共施設」という。）内に設置する。ただし、公共施設内に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの運営業務）

第４条　センターが行う運営業務は、次のとおりとする。

（１）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ、活動指示等の調整に関すること。

（２）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（３）災害廃棄物の撤去等については、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官外三者からの事務連絡「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について」（平成31年4月8日付け）に基づき、甲乙連携の上、甲の指示の下に調整を行うものとする。

（４）具体的な運営業務については、別途、乙が策定する「室蘭市災害ボランティアセンター運営マニュアル」によるものとする。

（運営の要請）

第５条　甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体等との協力体制）

第６条　甲及び乙は、地域住民、地域の自主防災組織、ボランティア団体NPO、日赤奉仕団等と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第７条　甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第８条　第４条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

２　前項に掲げる費用のうち、特殊な事案が発生した場合又は乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

３　乙は、費用（この条における費用をいう。次項においても同じ。）の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

４　費用の支払方法は、甲乙協議の上、別に定める。

（人的支援と情報共有）

第９条　甲は、センターとの連携及び情報共有を進めるため、甲の職員をセンターに常駐させるものとする。

２　乙は、室蘭市災害対策本部に乙の職員をオブザーバーとして参加させるものとする。

（補償）

第１０条　災害応急・復旧活動に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

２　前項のボランティア保険の加入に係る費用は、災害ボランティアの自己負担とする。

（報告）

第１１条　甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（個人情報の取扱）

第１２条　乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して掌握する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづき、適切に管理するものとする。

（閉鎖）

第１３条　甲は、被災者の災害に伴うニーズから日常的なニーズへの移行状況、福祉関係

機関や関係団体の災害対応業務から日常業務への移行状況並びに生活復興支援状況によりセンター開設の必要性がなくなったと判断したときは、乙と協議の上、センターを閉鎖するものとする。

（有効期間）

第１４条 この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、当該期間の満了の日の３か月前までに、甲または乙から書面による協定の解除等の意思表示がない時は、１年間延期されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月２１日

甲　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　室蘭市東町２丁目３番３号
ハートセンタービル

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会

会長　山中　正尚

廃棄物処理に係る相互支援協定

室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町及び西いぶり広域連合（以下「協定市等」という。）は、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市等の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の使用に関する必要事項を定め、災害時等における一般廃棄物の円滑な処理を広域的に行うことを目的とする。

（対象となる災害時等）

第２条　相互支援による処理施設の使用の対象となる災害時等は、次のとおりとする。

（１）暴風雨、洪水、地震、津波、噴火等の災害により処理施設が被災し、一般破棄物の適正な処理が困難となったとき。

（２）処理施設の事故、故障等による緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき。

（３）前２号のほか、一般廃棄物の適正な処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

（処理施設）

第３条　協定市等における施設とは、次に掲げる施設をいう。

（１）ごみ処理施設

（２）し尿前処理施設、し尿処理施設

（３）最終処分施設

（支援要請の方法等）

第４条　災害時等において支援要請をしようとする協定市等は、次の事項を明らかにして第６条の規定により定める連絡担当部局に対して電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）処理施設の被災、事故、故障等の状況又は一般廃棄物の適正な処理が困難である特別な事情

（２）支援を必要とする一般廃棄物の種類及び量

（３）その他支援の実施を検討するために必要な事項

２　支援要請を受けた協定市等は、誠意をもって検討し、早急に回答を行うものとする。

３　支援期間及び支援実施に必要な事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第５条　支援に必要とする経費は、原則として支援要請をした協定市等が負担するものとする。

２　前項の経費の額は、支援要請を受けた協定市等が定める一般廃棄物の処分に係る手数料相当額とすることを基本とし、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議のうえ支援の都度決定するものとする。

（連絡担当部局）

第６条　協定市等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定市等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

（情報の交換）

第７条　この協定の円滑な運用に資するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

（定めのない事項等）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等が協議して決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書８通を作成し、各協定市等記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年２月１日

室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　　新宮　　正志

登別市中央町６丁目１１番地
登別市長　　小笠原　春一

伊達市鹿島町２０番地１
伊達市長　　菊谷　　秀吉

虻田郡豊浦町字船見町１０
豊浦町長　　工藤　　國夫

有珠郡壮瞥町字滝之町２８７番地７
壮瞥町長　　山中　　漠

虻田郡洞爺湖町栄町５８番地
洞爺湖町長　　長崎　　良夫

白老郡白老町大町１丁目１番１号
白老町長　　飴谷　　長藏

室蘭市石川町２２番地２
西いぶり広域連合長　新宮　　正志

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と道南公益清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の地域において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集、運搬及び処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、災害廃棄物とは、災害により一時的に大量発生する破損又は汚損した一般廃棄物及び避難所等から排出される一般廃棄物（し尿を除く）をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、被災した場合において、乙に対し次に掲げる事項の応援協力を要請するものとする。

(1) 災害廃棄物の撤去

(2) 災害廃棄物の収集、運搬及び処理

(3) 避難所等から排出される廃棄物の収集、運搬及び処理

(4) 前各号に伴う必要な作業

２　甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

(1) 被災地域

(2) 協力要請の内容

(3) その他必要な内容

（災害廃棄物の処理等の実施）

第４条　乙は、甲から前条第１項の要請を受けたときは、乙の組合員の中から必要な人員、車輌及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に協力するものとする。

２　災害廃棄物処理等は、甲の指示に従い、乙の組合員が実施するものとする。
３　乙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する組合員の調整、甲と組合員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。
４　乙は、災害廃棄物処理等を実施する組合員に対して、つぎに掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
⑴　周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
⑵　災害廃棄物の再生利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）
第５条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。
２　乙は、災害廃棄物処理等に関し、協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）
第６条　乙は、組合員が実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。
⑴　処理の終了地域
⑵　実施内容
⑶　その他必要な事項

（費用の負担）
第７条　第３条第１項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）
第８条　第３条第１項の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その従事者に対する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等によるものとする。ただし、法令等の規定による補償等が受けられない場合は、甲と乙会員の協議によるものとする。

２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲と乙会員の協議により対処するものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては市防災担当部署、乙においては道南公益清掃事業協同組合事務局とする。

（協定書の有効期間）

第１０条　この協定は、平成３０年　９月　５日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第１１条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年９月５日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市

室蘭市長　青　山　　剛

乙　室蘭市寿町３丁目24番５号
道南公益清掃事業協同組合

代表理事　斉　藤　　崇

室蘭市と室蘭福祉事業協会の災害時における協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という）と社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「乙」という。）は、室蘭市内の災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に定める災害をいう。）が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て災害応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定に基づき乙が協力する内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　乙が管理する別表に掲げる施設の避難場所としての提供

(2)　災害時等における要援護者の受入れ協力

(3)　避難場所の運営協力

(4)　その他災害応急活動に関し必要な協力

（協力の要請）

第３条　甲は災害時等の状況により、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対して次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

(1)　協力を必要とする理由

(2)　協力を要請する内容

(3)　協力を必要とする場所

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（避難場所の周知）

第５条　甲は乙の管理する施設について、避難場所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（費用の負担）

第６条　災害対応に要する経費等の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）
第７条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては常務理事とする。

（防災訓練への参加）
第８条　乙は、甲が実施し、又は地域において行われる防災訓練等に参加し、防災に関する知識を深め、災害時等の対応に資するものとする。

（協定の効力及び更新）
第９条　本協定は、調印の日から施行し、甲又は乙が協定終了の通知をしない限り有効とする。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

本協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２５年　６月　４日

甲　　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市長　青山　　剛

乙　　室蘭市本町２丁目２番11号
　　社会福祉法人室蘭福祉事業協会
　　理事長　　沼田　俊治

災害発生時における室蘭市と室蘭市内郵便局の協力に関する協定

北海道室蘭市(以下「甲」という。)と室蘭市内郵便局(以下「乙」という。)は、室蘭市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、室蘭市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　室蘭市　総務部　防災対策課長

乙　日本郵便株式会社　室蘭郵便局長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、２０１５年７月２７日から２０２０年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

2015年7月27日

甲　北海道室蘭市幸町１番２号

室蘭市

代表　室蘭市長　　青　山　　剛

乙　北海道札幌市中央区北２条西４丁目３

室蘭市内郵便局

代表　日本郵便株式会社　北海道支社長　　中　江　　紳　悟

避難場所広告付看板の設置に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と北電興業株式会社（以下「乙」という。）とは、室蘭市内において設置する避難場所広告付看板に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、避難場所広告付看板を設置し、地域の避難場所を周知することにより、市民の防災意識の啓発及び災害時等における迅速な避難の補助を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次に掲げる用語はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　避難場所広告付看板　民間企業などの広告と併せて甲の指定している避難場所を記載した巻付け看板であって、乙が北海道電力株式会社の所有する電柱に設置するものをいう。

（２）　広告主　本協定の主旨に賛同し、避難場所広告看板に広告を掲載する企業をいう。

（甲の義務）

第３条　甲は、避難場所広告付看板の設置のために必要な情報を乙に提供する。

（乙の義務）

第４条　乙は、この協定の主旨に賛同する広告主を募り、避難場所広告付看板設置及び維持管理、住民からの申し出などへの対応等設置に関する一切の手続きを行う。

２　乙は、避難場所広告付看板を設置した場合には、甲に対し、設置場所等の設置内容を報告する。

３　広告主及び広告内容の選定並びに避難場所広告付看板の設置は、法令などを遵守し公序良俗に反さないように行うものとする。

（経費）

第５条　避難場所広告付看板の設置に必要な経費は、乙及び広告主が負担する。

（避難所の記載）

第６条　避難場所広告付看板への避難場所の記載は次とおり行うものとする。

（１）　当該避難場所広告付看板の設置箇所から最も近い距離の避難場所を記載するものとする。ただし、道路、河川等地域の状況によりこれにより難い場合には、甲乙協議して決定する。

（２） 避難場所の変更等により看板の掲示内容に変更が生じた場合は、直ちに乙が修正するものとする。

（看板の仕様等）

第７条　避難場所広告付看板の仕様は別紙１のとおりとし、掲載できない広告の基準は別紙２のとおりとする。

（協議）

第８条　この協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書によるこの協定の終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

上記協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２０年４月３日

（甲）室蘭市幸町１番２号
室蘭市
室蘭市長　新　宮　正　志

（乙）札幌市中央区北１条東３丁目１番地
北電興業株式会社
取締役社長　熊　谷　直　孝

避難場所広告付看板に関する協定

室蘭市を「甲」とし、ＮＴＴ北海道電話帳株式会社を「乙」として甲と乙との間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市における避難場所広告付看板を掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

（主旨）

第２条　この協定は、避難場所広告付看板の掲出により、市民に対し災害発生時の避難場所を周知すること及び平時からの防災意識を啓発することを主旨とする。

（用語）

第３条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)　避難場所広告付看板

乙の実施している広告事業のうち、ＮＴＴ電柱（NTT東日本が所有する電柱をいう）への巻付看板に民間企業等の広告と併せて災害発生時の避難場所を記載するものをいう。

(2)　広告主

本協定の主旨に賛同し、避難場所広告付看板に広告を掲載する企業等をいう。

（甲の義務）

第４条　甲は、避難場所広告付看板の掲出のために必要な情報を乙に提供しなければならない。

（乙の義務）

第５条　乙は、この協定の主旨に賛同する、広告主を募り看板の掲出に必要な一切の手続きを行わなければならない。

２　乙は、掲出された避難場所広告付看板の維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行わなければならない。

３　乙は、避難場所広告付看板を設置し、及び撤去した場合は、甲に報告しなければならない。

４　乙は、看板の掲出に当たっては、法令等を遵守し公序良俗に反しないようにしなければならない。

（経費等）

第６条　看板の掲出に必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し甲は負担しないものとする。

（細目）
第７条　この協定を実施するために必要な事項については、実施細目を別に定める。

（協議事項）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議して決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は，協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限りその効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印し各自その１通を保有する。

平成２２年１１月１日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市長　新宮　正志

乙　　札幌市中央区北４条西１６丁目１番地
ＮＴＴ北海道電話帳株式会社
代表取締役社長　増田　俊二

災害に係る情報発信等に関する協定

室蘭市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、室蘭市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、室蘭市が室蘭市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ室蘭市の行政機能の低下を軽減させるため、室蘭市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

１．本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

（１）ヤフーが、室蘭市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、室蘭市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）室蘭市が、室蘭市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）室蘭市が、室蘭市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）室蘭市が、災害発生時の室蘭市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）室蘭市が、室蘭市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて室蘭市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（７）室蘭市が、室蘭市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２．前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、室蘭市およびヤフーの両者協議により決定するものとする。

３．室蘭市およびヤフーは、第１項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

４．第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、室蘭市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく室蘭市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、室蘭市から提供を受ける情報について、室蘭市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしなくてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、室蘭市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、室蘭市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、室蘭市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

２０１２年１０月１日

室蘭市：室蘭市幸町１番２号
北海道室蘭市
室蘭市長　青　山　剛

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　宮　坂　学

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）、有限会社室蘭ホテルシステム（以下「乙」という。）は、三陸沖北部地震をはじめとした津波を伴う可能性のある地震が発生した場合又は遠地津波など津波による被害が予想される場合において、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル等」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第１条　乙は、次に掲げる乙が所有する施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビル等として、地域住民等に使用させるものとする。

（１）　施設名　ホテルサンルート室蘭

（２）　所在地　室蘭市中島町二丁目 28 番 6 号

（３）　所有者　有限会社　室蘭ホテルシステム

（４）　所有者住所　室蘭市中島町二丁目 28 番 6 号

（５）　構造等　鉄骨・鉄筋コンクリート造　地下 1 階付 8 階建

（６）　使用場所(箇所)　3 階以上の別表に掲げる宴会場・会食室・ロビー及び通路の部分

２　甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、乙の了解を得て行うものとする。

（使用期間）

第２条　対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、対象施設が津波避難ビル等としての役割を終了したことを甲及び乙が確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第３条　甲は、対象施設を津波避難ビル等以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第４条　対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第５条　甲は、使用期間を終えたときは、対象施設（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）を原状に回復しなければならない。この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合におけるその原状の回復に要する費用の負担については、甲乙で協議の上、決定するものとする。

（利用者責任）

第６条　　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（津波避難ビル等の表示、公開）

第７条　　甲は、乙との協力関係、対象施設の使用箇所等を確認したうえで、原則として、対象施設に津波避難ビル等であることを示す表示板を設置し、市報、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定は、平成 25 年 2 月 18 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 25 年 2 月 18 日

甲　室蘭市幸町 1 番 2 号
室蘭市
室蘭市長　青山　　剛　　印

乙　室蘭市中島町 2 丁目 28 番 6 号
有限会社　室蘭ホテルシステム
代表取締役　櫛引　秀明　　印

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）、イワクラホーム株式会社（以下「乙」という。）は、三陸沖北部地震をはじめとした津波を伴う可能性のある地震が発生した場合又は遠地津波など津波による被害が予想される場合において、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル等」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第１条　　乙は、次に掲げる乙が所有する施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビル等として、地域住民等に使用させるものとする。

（１）　施設名　ホテルニューバジェット室蘭

（２）　所在地　室蘭市中島町２丁目 25 番８号

（３）　所有者　イワクラホーム株式会社

（４）　所有者住所　札幌市豊平区水車町５丁目 10 番 10 号

（５）　構造等　鉄骨造　地下１階、地上 10 階建

（６）　使用場所(箇所)　３階以上の別表に掲げる屋内通路・踊り場及び屋外通路・避難階段

２　甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、乙の了解を得て行うものとする。

（使用期間）

第２条　　対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、対象施設が津波避難ビル等としての役割を終了したことを甲及び乙が確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第３条　　甲は、対象施設を津波避難ビル等以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第４条　　対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第５条　　甲は、使用期間を終えたときは、対象施設（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）を原状に回復しなければならない。この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合におけるその原状の回復に要する費用の負担については、甲乙で協議の上、決定するものとする。

（利用者責任）

第６条　　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（津波避難ビル等の表示、公開）

第７条　　甲は、乙との協力関係、対象施設の使用箇所等を確認したうえで、原則として、対象施設に津波避難ビル等であることを示す表示板を設置し、市報、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定は、平成 25 年 2 月 21 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 25 年 2 月 21 日

甲　室蘭市幸町 1 番 2 号
室蘭市
室蘭市長　　青　山　　剛　　印

乙　札幌市豊平区水車町 5 丁目 10 番 10 号
イワクラホーム株式会社
代表取締役社長　佐々木　与三郎　　印

津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道室蘭栄高等学校（以下「乙」という。）とは、津波時における津波避難ビルとしての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、室蘭市域内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波浸水予測区域内の地域住民等や逃げ遅れた人が、地震等によって発生する津波から身体を守るため、緊急的・一時的に高所に緊急避難・退避するための津波避難ビルとして、乙の所有又は管理する施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	北海道室蘭栄高等学校
所　　在　　地	室蘭市東町３丁目２９番５号
構　　造　　等	鉄筋コンクリート造　５階建
建　　築　　年	建築年　平成２年 （昭和 56 年新耐震設計基準に基づき建築された建物（適）・否）
外階段等の有無	外階段（あり・（なし））
夜間・休日の体制	機械警備

（使用範囲）

第３条　甲は、対象施設のうち、次に掲げる範囲を津波避難ビルの一時避難場所として使用するものとする。

一時避難場所 （一時避難場所の面積）	４階　社会科教室、講義室、全日制生徒会室 （237.80 ㎡）
収　容　人　数	１４４人
入　　口	正面玄関

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（施設変更の報告）

第５条　乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

（使用期間）
第６条　津波避難ビルの使用期間は、津波警報及び大津波警報が発表されたときから警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は甲が必要と認めるときから、対象施設が津波避難ビルとしての使用の必要がなくなったと、甲乙双方が確認したときまでとする。

（費用負担）
第７条　対象施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）
第８条　対象施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害による破損はこれに含まれないものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第９条　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビルの表示及び公開）
第１０条　甲はこの協定により、対象施設の市民から見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、広報紙及びホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（防災備蓄倉庫の使用）
第１１条　甲は、対象施設の一部を、甲が災害時用の食料、飲料水、生活必需品等の物資を備蓄する防災備蓄倉庫として、乙の承認の元に使用するものとする。
２　前項の使用方法については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（有効期限）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知するまでその効力を持続するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し双方押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年３月２６日

甲　室蘭市
　　室蘭市長　　青山　　剛　　印

乙　北海道室蘭栄高等学校
　　校　　長　　安田　富久一　　印

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）、株式会社　大東（以下「乙」という。）は、三陸沖北部地震をはじめとした津波を伴う可能性のある地震が発生した場合又は遠地津波など津波による被害が予想される場合において、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル等」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第１条　　乙は、次に掲げる乙が所有する施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビル等として、地域住民等に使用させるものとする。

（１）　施設名　パチンコ大統領　立体駐車場

（２）　所在地　室蘭市中島町４丁目 14 番

（３）　所有者　株式会社　大東

（４）　所有者住所　室蘭市中島町４丁目 12 番２号

（５）　構造等　鉄骨造　３階建、屋上付

（６）　使用場所(箇所)　立体駐車場３階及び屋上の別表に掲げる駐車場の部分

２　甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、乙の了解を得て行うものとする。

（使用期間）

第２条　　対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、対象施設が津波避難ビル等としての役割を終了したことを甲及び乙が確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第３条　　甲は、対象施設を津波避難ビル等以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第４条　　対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第５条　　甲は、使用期間を終えたときは、対象施設（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）を原状に回復しなければならない。この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合におけるその原状の回復に要する費用の負担については、甲乙で協議の上、決定するものとする。

（利用者責任）

第６条　　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（津波避難ビル等の表示、公開）

第７条　　甲は、乙との協力関係、対象施設の使用箇所等を確認したうえで、原則として、対象施設に津波避難ビル等であることを示す表示板を設置し、市広報、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定は、平成 25 年 4 月 19 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成　25 年 4 月 19 日

甲　室蘭市幸町 1 番 2 号
室蘭市
室蘭市長　青山　剛　　印

乙　室蘭市中島町 4 丁目 12 番 2 号
株式会社　大東
代表取締役　丹山　春雄　　印

津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と札幌地方検察庁（以下「乙」という。）とは、津波時における津波避難ビルとしての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、室蘭市域内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波浸水予測区域内の地域住民等や逃げ遅れた人が、地震等によって発生する津波から身体を守るため、緊急的・一時的に高所に緊急避難・退避するための津波避難ビルとして、乙の所有又は管理する施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	室蘭法務総合庁舎（管理庁　札幌地方検察庁室蘭支部）
所　在　地	室蘭市日の出町１丁目１８番２１号
構　造　等	鉄筋コンクリート造　３階建
建　築　年	建築年　平成１９年 （昭和 56 年新耐震設計基準に基づき建築された建物(適)・否）
外階段等の有無	外階段（あり・(なし)）
夜間・休日の体制	機械警備

（使用範囲）

第３条　甲は、対象施設のうち、次に掲げる範囲を津波避難ビルの一時避難場所として使用するものとする。

一時避難場所 （一時避難場所の面積）	２階　待合室 12.1 ㎡、捜査協議室 33.4 ㎡、廊下 52.5 ㎡ 会議室 48.0 ㎡、ホール 14.9 ㎡ ３階　待合室 12.7 ㎡、ホール 25.0 ㎡、廊下 59.8 ㎡ （258. 4 ㎡）
収　容　人　数	74 人
入　口	正面玄関

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（施設変更の報告）

第５条　乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

（使用期間）

第６条　津波避難ビルの使用期間は、津波警報及び大津波警報が発表されたときから警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は甲が必要と認めるときから、対象施設が津波避難ビルとしての使用の必要がなくなったと、甲乙双方が確認したときまでとする。

ただし、使用開始は、土・日曜日、祝日及び年末年始（１２／２９～１／３）を除く、午前８時３０分から午後５時１５分の間とする。

（費用負担）
第７条　対象施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）
第８条　対象施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害による破損はこれに含まれないものとする。

（連絡責任者）
第９条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては札幌地方検察庁室蘭支部総務課長とする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１０条　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビルの表示及び公開）
第１１条　甲はこの協定により、対象施設の市民から見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、広報紙及びホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知するまでその効力を持続するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し双方押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年９月３日

甲　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市

　　室蘭市長　　青山　　剛　　印

乙　札幌市中央区大通西１２丁目
　　札幌地方検察庁

　　検事正　　小澤　　正義　　印

津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と医療法人社団　医修会　大川原脳神経外科病院（以下「乙」という。）とは、津波時における津波避難ビルとしての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、室蘭市域内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波浸水予測区域内の地域住民等や逃げ遅れた人が、地震等によって発生する津波から身体を守るため、緊急的・一時的に高所に緊急避難・退避するための津波避難ビルとして、乙の所有又は管理する施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	医療法人社団医修会　大川原脳神経外科病院
所　在　地	室蘭市寿町１丁目１０番１号
構　造　等	鉄筋コンクリート造　４階建
建　築　年	建築年　平成２８年 （昭和 56 年新耐震設計基準に基づき建築された建物(適)・否）
外階段等の有無	外階段（あり・(なし)）
夜間・休日の体制	機械警備併用　常時有人管理

（使用範囲）

第３条　甲は、対象施設のうち、次に掲げる範囲を津波避難ビルの一時避難場所として使用するものとする。

一時避難場所 （一時避難場所の面積）	３階　リハビリテーションセンター　　372.63　㎡ ４階　屋外ルーフ　372.00 ㎡
収　容　人　数	４５０人
入　口	正面玄関

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（施設変更の報告）

第５条　乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

（使用期間）

第６条　津波避難ビルの使用期間は、津波警報及び大津波警報が発表されたときから警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は甲が必要と認めるときから、対象施設が津波避難ビルとしての使用の必要がなくなったと、甲乙双方が確認したときまでとする。

（費用負担）
第７条　対象施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）
第８条　対象施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害による破損はこれに含まれないものとする。

（連絡責任者）
第９条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては札幌地方検察庁室蘭支部総務課長とする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１０条　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビルの表示及び公開）
第１１条　甲はこの協定により、対象施設の市民から見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、広報紙及びホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知するまでその効力を持続するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し双方押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年１１月２２日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市

室蘭市長　　青　山　　剛　　印

乙　室蘭市寿町１丁目１０番１号
医療法人社団　医修会
大川原脳神経外科病院

理事長　　大 川 原　　淳　　印

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道公衆浴場業室蘭浴場組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、災害時とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生したときをいう。

（協力の内容）

第３条　災害時において、乙は甲に対し次に掲げる事項について協力するものとする。

（１）　避難所生活者への風呂の提供

（２）　市民が緊急に避難する場所としての建物及び敷地の提供

（３）　生活用水の市民等への提供

（４）　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時において、前条に定めた事項について乙に協力を求める場合、要請書（様式第１号）に協力の内容、対象者、期間等必要事項を明記して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の報告）

第６条　乙は甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、報告書（様式第２号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　この協定により乙に発生した経費は、法令その他に特段の定めがある場合を除くほか甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（経費の請求及び支払）

第８条　前条の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

２　甲は前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して３０日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

２　乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１１条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年４月１４日

甲　室蘭市
室蘭市長　　青　山　　剛

乙　室蘭市母恋南町１丁目２番１６号
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合
室蘭市部室蘭浴場組合
組合長　米田　尚文

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

室蘭市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被害者などの通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線および電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等への通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電湾の設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定することとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

３　本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所情報」という。）は甲乙お互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙お互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第４条　甲は、特設公衆電湾の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２　前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第８条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条　特設公衆電話の利用終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電湾を速やかに撤去するのとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１０条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（有効期限）

第１１条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第１２条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する利用の開始及び第１１条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は特設電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第１４条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２６年５月３０日

甲　室蘭市
室蘭市長　　青　山　　剛

乙　北海道札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地
東日本電信電話株式会社
北海道支店長　三野　耕一

災害発生時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭市介護保険サービス事業所連絡協議会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれのある場合、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市内において災害発生時又は発生のおそれがある場合、要支援者等の施設への受け入れについて、甲乙丙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　この協定における受け入れの対象となる者は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者をいう。

（１）要介護認定３以上
（２）身体障害者手帳２級以上
（３）療育手帳Ａ
（４）精神障害者保健福祉手帳１級
（５）難病患者（障害福祉サービスを受けている者、介護認定の要支援又は要介護認定１、２を受けている者に限る）
（６）町内会、民生委員など避難支援等関係者となるものが支援の必要を認めた者
（７）その他市長が認めた者

（指定する施設）

第３条　この協定に基づき、福祉避難所等として指定する施設（以下「施設」という。）は、別表に掲げる乙に加入する施設とする。

（要請）

第４条　甲は、福祉避難所等を開設する必要があると認めた時は、施設に対し、福祉避難所等の開設を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を依頼する際は、事前に施設に対してその旨を福祉避難所開設依頼通知書（第２号様式）又は口頭で通知するものとする。

３　乙は、施設をして甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう、必要な措置を講じるものとする。

４　丙は、甲と施設間の調整について必要に応じ協力するものとする。

（避難行動要支援者等の避難手段）
第５条　福祉避難所への移送は、原則として避難行動要支援者の家族等の介護者又は支援者が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難であると判断した場合は、甲が要支援者等を移送するものとする。
２ 甲は、必要により施設に対して移送の協力を要請することができる。

（人的及び物的支援）
第６条　甲は、施設からの要請により、人的支援及び物的支援を行うものとする。
２　甲及び施設は、丙に登録する災害ボランティアに対し、施設に対する人的支援を求めることができる。

（個人情報の保護）
第７条　乙及び丙は、福祉避難所等の設置運営等において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
２　乙は、施設が、前項に規定する守秘義務を遵守するよう、必要な措置を講じるものとする。

（意見交換会等）
第８条　甲、乙及び丙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（疑義）
第９条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙丙協議して定めるものとする。

（協定の期間）
第１０条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲、乙及び丙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２７年８月１８日

（甲）室蘭市幸町１番２号
室蘭市
市長　青山　　剛

（乙）室蘭市東町２丁目３番３号
室蘭市介護保険サービス事業所連絡協議会
会長　大久保　昇

（丙）室蘭市東町２丁目３番３号
社会福祉法人　室蘭市社会福祉協議会
会長　大久保　昇

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

災害時における一次避難所としての施設利用に関し、室蘭市（以下「甲」という。）と北海道立室蘭高等技術専門学院（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙の協力の下、室蘭市内に津波、浸水災害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の管理する施設（以下「施設」という。）において市民を受け入れる一次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一次避難所の指定、周知）

第２条　甲は、次条に定める施設を災害対策基本法に定める指定緊急避難場所に相当する一次避難所として指定し、市民に周知する。

（対象施設）

第３条　乙は、次の施設を公共福祉の立場から、一次避難所として市民の利用に供するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	北海道立室蘭高等技術専門学院
所 在 地	室蘭市みゆき町２丁目９番５号
所 有 者	北海道
構 造 等	RC 造
建 築 年	昭和６３年１０月完了
耐 震 性	有・無

２　一次避難所として利用する範囲及び収容人員は、次のとおりとする。

避 難 場 所	管理棟　２階会議室、４階講堂
使用床面積	423 ㎡
収 容 人 員	128 人

（施設変更の報告）

第４条　乙は、前条の対象施設の増改築等により、施設の面積等の変更が生じた場合、又は施設を利用できない事情が生じたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（一次避難所の開設）

第５条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、第３条の施設を一次避難所として開設するよう乙に要請することができる。

(1)　大規模な地震、台風等による津波若しくは浸水災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合

(2)　前号のほか、著しく住民の生命を脅かす事態になり、第３条の施設に住民を避難させる必要があると甲が認めた場合

(3)　局所的災害等により避難者が少数のため、指定避難所の開設を要しない場合

(4)　避難者が多数のため、指定避難所のみでは避難者を収容しきれない場合

(5)　その他甲が特別に認める場合

２　前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式１号）又は口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。この場合において、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を通知し、随時更新するものとする。

３　乙は、第３条の施設を自主的に一次避難所として利用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（経費の負担）

第６条　前条の一時避難所の開設に伴い生じた損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。なお、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、災害救助法施行細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）に定めるところにより甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の場合に生じた費用、損害等については、乙において負担するものとする。

（協力体制）

第７条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（一次避難所の閉鎖）

第８条　一次避難所の開設期間は、第５条の開設から気象警報等の解除によって災害の恐れがなくなるまでの間とする。

（その他）

第９条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に１年延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２９年７月５日

甲　　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市長　　青　山　　剛

乙　　室蘭市みゆき町２丁目９番５号
　　北海道立室蘭高等技術専門学院
　　学院長　　加　納　信　義

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

災害時における一次避難所としての施設利用に関し、室蘭市（以下「甲」という。）と室蘭言泉学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙の協力のもと室蘭市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の管理する施設（以下「施設」という。）において一次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一次避難所の指定、周知）

第２条　甲は、次条に定める施設を災害対策基本法に定める指定緊急避難場所に相当する一次避難所として指定し、市民に周知する。

また、当該施設は土砂災害警戒区域内にあるが、非木造２階建以上であることから、垂直避難が可能であり、注意が必要な施設として指定するものとする。

（対象施設）

第３条　乙は、次の施設を公共福祉の立場から一次避難所として利用に供するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	室蘭言泉学園
所 在 地	室蘭市母恋南町５丁目５番３９号
所 有 者	社会福祉法人室蘭言泉学園
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	平成 23 年 3 月完了
耐 震 性	有・無

（使用範囲）

２　一次避難所として利用する範囲及び収容人員は、次のとおりとする。

避 難 場 所	3 階　遊戯室
使用床面積	149 ㎡
収 容 人 員	45 人

（施設変更の報告）

第４条　乙は、前条の対象施設の増改築等により、施設の面積等の変更が生じた場合、又は施設を利用できない事情が生じたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（一次避難所の開設）

第５条　甲は、次の各号のいづれかに該当する場合、第３条の施設を一次避難所として開設するよう乙に要請することができる。

(1)　大規模な地震、台風等による津波あるいは浸水災害等が発生、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合

(2)　前号のほか、著しく住民の生命を脅かす事態になり、第３条の施設に住民を避難させる必要があると甲が認めた場合

(3)　局所的災害等により避難者が少数で指定避難所の開設を要しない場合

(4)　避難者が多数で指定避難所だけでは収容しきれない場合

(5)　その他甲が特別に認める場合

２　前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式１号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。この場合において、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を通知し、随時更新するものとする。

３　乙は、第３条の施設を自主的に一次避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（経費の負担）

第６条　前条の一次避難所の開設に伴い生じた損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。また、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和 31 年北海道規則第 142 号）に定めるところにより甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の場合に生じた費用、損害等については、乙において負担するものとする。

（協力体制）

第７条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（一次避難所の閉鎖）

第８条　一次避難所の開設期間は、第５条の開設から気象警報等の解除によって災害の恐れがなくなるまでの間とする。

（その他）

第９条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２９年１１月２８日

甲　　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市長　青　山　　剛

乙　　室蘭市母恋北町１丁目４番２号
　　社会福祉法人室蘭言泉学園
　　理事長　　菅 野　登 一 郎

災害時及び防災活動における協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と登別市（以下「乙」という。）と一般社団法人登別室蘭青年会議所（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は甲及び乙の地域に大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙と丙とが相互に協力して迅速かつ円滑な応援復旧活動を行うとともに、平常時から協力し防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

（平常時における協力）

第２条　甲と乙と丙は災害時に連携が円滑に行えるよう、平常時から次の事項について協力するものとする。

（１）市民等に対する防災知識の普及啓発

（２）災害時における連絡体制等の整備及び各種情報の共有

（３）防災活動に関する会議、訓練等への参加

（４）その他防災活動に必要と認められる事項

（災害時における協力）

第３条　甲と乙が丙に要請する協力事項は、次のとおりとする。

（１）災害対策本部等の運営に必要となる情報の収集及び整理の補助

（２）災害・安否・生活情報の収集及び伝達の補助

（３）給水、炊き出しその他の救援活動の補助

（４）避難所の開設及び運営の補助

（５）物資・資材の運搬及び配分の補助

（６）瓦礫の撤去、清掃及び運営の補助

（７）その他甲と乙が必要と認める事項

（協力要請の手続等）

第４条　甲と乙は、災害時等の状況により、丙の協力が必要であると認めたとき、丙に対して次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、文書での要請が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）協力を必要とする理由

（２）協力を要請する内容

（３）協力を必要とする場所

（支援の実施）

第５条　丙は、甲と乙の要請に基づく支援を実施するものとする。

２　丙は、支援の公益性を考慮し、次の事項に留意するものとする。
（１）地域住民、特に災害時に配慮した適切な方法で実施すること。
（２）支援の実施にあたっては、法令の遵守及び個人情報の保護を徹底すること。
（３）支援の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲又は乙の指示を仰ぐこと。
３　丙は、甲と乙の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）
第６条　甲と乙は、要請を受けて協力する丙の会員に対し、その協力内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。
２　甲と乙が協力要請を行う際は、丙に対して協力を必要とする場所の被害状況、交通規制などの情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）
第７条　甲又は乙の要請により丙の会員が協力を必要とする場所に移動する手段は、災害の状況に応じ相互に調整するものとする。

（費用負担等）
第８条　丙が第２条及び第３条の規定による協力のために要した経費については、甲乙丙協議の上、協議して決定するものとする。

（補償）
第９条　甲又は乙の要請により協力した丙の会員が被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。
２　前項のボランティア保険に係る費用は、丙が負担するものとする。

（連絡責任者）
第１０条　協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては総務部長、丙においては専務理事とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲乙丙いずれからも協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年１０月６日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　　登別市中央町６丁目１１番地

登別市

登別市長　小笠原　春一

丙　　室蘭市東町２丁目２３番６号
第２大通りビル３階

一般社団法人登別室蘭青年会議所

理事長　宮本　朋行

室蘭市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり室蘭市災害ボランティアセンター（以下「センター」とい。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、室蘭市地域防災計画に基づき甲が設置し、乙が運営するセンターに関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置及び運営）

第２条　甲は、室蘭市災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織設置の必要性を認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第３条　甲は、センターを甲の所有する施設（以下「公共施設」という。）内に設置する。ただし、公共施設内に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの運営業務）

第４条　センターが行う運営業務は、次のとおりとする。

（１）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ、活動指示等の調整に関すること。

（２）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（３）災害廃棄物の撤去等については、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官外三者からの事務連絡「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について」（平成31年4月8日付け）に基づき、甲乙連携の上、甲の指示の下に調整を行うものとする。

（４）具体的な運営業務については、別途、乙が策定する「室蘭市災害ボランティアセンター運営マニュアル」によるものとする。

（運営の要請）

第５条　甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体等との協力体制）

第６条　甲及び乙は、地域住民、地域の自主防災組織、ボランティア団体NPO、日赤奉仕団等と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第７条　甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第８条　第４条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

２　前項に掲げる費用のうち、特殊な事案が発生した場合又は乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

３　乙は、費用（この条における費用をいう。次項においても同じ。）の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

４　費用の支払方法は、甲乙協議の上、別に定める。

（人的支援と情報共有）

第９条　甲は、センターとの連携及び情報共有を進めるため、甲の職員をセンターに常駐させるものとする。

２　乙は、室蘭市災害対策本部に乙の職員をオブザーバーとして参加させるものとする。

（補償）

第１０条　災害応急・復旧活動に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

２　前項のボランティア保険の加入に係る費用は、災害ボランティアの自己負担とする。

（報告）

第１１条　甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（個人情報の取扱）

第１２条　乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して掌握する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづき、適切に管理するものとする。

（閉鎖）

第１３条　甲は、被災者の災害に伴うニーズから日常的なニーズへの移行状況、福祉関係

機関や関係団体の災害対応業務から日常業務への移行状況並びに生活復興支援状況によりセンター開設の必要性がなくなったと判断したときは、乙と協議の上、センターを閉鎖するものとする。

（有効期間）

第１４条 この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、当該期間の満了の日の３か月前までに、甲または乙から書面による協定の解除等の意思表示がない時は、１年間延期されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１０月２１日

甲　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　室蘭市東町２丁目３番３号
ハートセンタービル

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会

会長　山中　正尚

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

災害時における一次避難所としての施設利用に関し、室蘭市（以下「甲」という。）と本教寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙の協力のもと室蘭市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の管理する施設（以下「施設」という。）において一次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一次避難所の指定、周知）

第２条　甲は、次条に定める施設を災害対策基本法に定める指定緊急避難場所に相当する一次避難所として指定し、市民に周知する。

（対象施設）

第３条　乙は、次の施設を公共福祉の立場から一次避難所として利用に供するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	本教寺
所 在 地	室蘭市常盤町６－１４
所 有 者	高倉　健司
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	本堂　昭和４９年７月完了
耐 震 性	有・無

（使用範囲）

２　一次避難所として利用する範囲及び収容人員は、次のとおりとする。

避 難 場 所	本堂（外陣、大広間）
使用床面積	141.90 ㎡
収 容 人 員	43 人

（施設変更の報告）

第４条　乙は、前条の対象施設の増改築等により、施設の面積等の変更が生じた場合、又は施設を利用できない事情が生じたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（一次避難所の開設）

第５条　甲は、次の各号のいづれかに該当する場合、第３条の施設を一次避難所として開設するよう乙に要請することができる。

(1)　大規模な地震、台風等による津波あるいは浸水災害等が発生、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合

(2)　前号のほか、著しく住民の生命を脅かす事態になり、第３条の施設に住民を避難させる必要があると甲が認めた場合

(3)　局所的災害等により避難者が少数で指定避難所の開設を要しない場合

(4)　避難者が多数で指定避難所だけでは収容しきれない場合

(5)　その他甲が特別に認める場合

２　前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式１号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。この場合において、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を通知し、随時更新するものとする。

３　乙は、第３条の施設を自主的に一次避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（経費の負担）

第６条　前条の一次避難所の開設に伴い生じた損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。また、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和 31 年北海道規則第 142 号）に定めるところにより甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の場合に生じた費用、損害等については、乙において負担するものとする。

（協力体制）

第７条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（一次避難所の閉鎖）

第８条　一次避難所の開設期間は、第５条の開設から気象警報等の解除によって災害の恐れがなくなるまでの間とする。

（その他）

第９条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定書の有効期間は､協定締結の日から当該年度末の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成３１年２月１５日

甲　　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市長　　青　山　　剛

乙　　室蘭市常盤町６番１４号
　　本教寺
　　住職　　高　倉　健　司

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

災害時における一次避難所としての施設利用に関し、室蘭市（以下「甲」という。）と蘭中仏教会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙の協力のもと室蘭市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の管理する施設（以下「施設」という。）において一次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一次避難所の指定、周知）

第２条　甲は、次条に定める施設を災害対策基本法に定める指定緊急避難場所に相当する一次避難所として指定し、市民に周知する。

（対象施設）

第３条　乙は、次の施設を公共福祉の立場から一次避難所として利用に供するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	願隆寺
所 在 地	室蘭市御前水町１丁目１１番９号
所 有 者	水口　大縁
構 造 等	鉄骨造
建 築 年	昭和５２年８月完了
耐 震 性	有・無
避 難 場 所	本堂（外陣、和室）
使用床面積	152.28 ㎡
収 容 人 員	46 人

施設名称	護国寺
所 在 地	室蘭市御前水町３丁目１番１号
所 有 者	河野　玄秀
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	昭和５３年１１月完了
耐 震 性	有・無
避 難 場 所	会館
使用床面積	103.16 ㎡
収 容 人 員	31 人

施設名称	安龍寺
所 在 地	室蘭市母恋北町１丁目１８番３号
所 有 者	軽部　文弘
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	平成７年３月完了
耐 震 性	有・無
避 難 場 所	大広間
使用床面積	96.94 ㎡
収 容 人 員	29 人

施設名称	経王寺
所 在 地	室蘭市母恋北町１丁目１７番３号
所 有 者	伊藤　俊祥
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	平成１５年１月完了
耐 震 性	有・無
避 難 場 所	本堂、大広間
使用床面積	180.64 ㎡
収 容 人 員	54 人

施設名称	勝光寺
所 在 地	室蘭市母恋北町１丁目７番２０号
所 有 者	土山　晃
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	昭和５２年７月完了
耐 震 性	有・無
避 難 場 所	本堂（外陣）、大広間
使用床面積	149.18 ㎡
収 容 人 員	45 人

施設名称	浄誓寺
所 在 地	室蘭市御前水町１丁目２３番３３号
所 有 者	岸田　理
構 造 等	ＲＣ造
建 築 年	本堂　昭和 46 年 11 月完了　　会館　昭和 58 年 11 月完了
耐 震 性	有・無
避 難 場 所	本堂（外陣、和室）会館（大広間）
使用床面積	218.52 ㎡
収 容 人 員	66 人

（施設変更の報告）

第４条　乙は、前条の対象施設の増改築等により、施設の面積等の変更が生じた場合、又は施設を利用できない事情が生じたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（一次避難所の開設）

第５条　甲は、次の各号のいづれかに該当する場合、第３条の施設を一次避難所として開設するよう乙に要請することができる。

(1)　大規模な地震、台風等による津波あるいは浸水災害等が発生、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合

(2)　前号のほか、著しく住民の生命を脅かす事態になり、第３条の施設に住民を避難させる必要があると甲が認めた場合

(3)　局所的災害等により避難者が少数で指定避難所の開設を要しない場合

(4)　避難者が多数で指定避難所だけでは収容しきれない場合

(5)　その他甲が特別に認める場合

２　前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式１号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。この場合において、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を通知し、随時更新するものとする。

３　乙は、第３条の施設を自主的に一次避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（経費の負担）

第６条　前条の一次避難所の開設に伴い生じた損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。また、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和 31 年北海道規則第 142 号）に定めるところにより甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の場合に生じた費用、損害等については、乙において負担するものとする。

（協力体制）

第７条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（一次避難所の閉鎖）

第８条　一次避難所の開設期間は、第５条の開設から気象警報等の解除によって災害の恐れがなくなるまでの間とする。

（その他）

第９条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため本書を作成し、記名押印の上、各々１通を保有する。

平成３１年４月１７日

甲　　室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　　青　山　　剛

乙　　蘭中仏教会

室蘭市御前水町１丁目１１番９号
願隆寺 住職　　水 口　大 縁

室蘭市御前水町３丁目１番１号
護国寺 住職　　河 野　玄 秀

室蘭市母恋北町１丁目１８番３号
安龍寺 住職　　軽 部　文 弘

室蘭市母恋北町１丁目１７番３号
経王寺 住職　　伊 藤　俊 祥

室蘭市母恋北町１丁目７番２０号
勝光寺 副住職　土 山　正 徳

室蘭市御前水町１丁目２３番３３号
浄誓寺 住職　　岸　田　　理

災害時における施設の利用等の協力に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と有限会社共明（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、室蘭市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、施設の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請内容）

第２条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項につき必要があると認めるときは、乙に対して、協力を要請することができる。

（１）一時的な住民の避難場所としての施設の提供

（２）停電時の充電ステーションとしての施設の提供

（３） 周辺の被害状況、道路情報等の提供

２　前項の施設は、室蘭市神代町９９－２とする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（要請の方法等）

第４条　第２条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　要請にあたっては、協力を要請する期間その他必要な事項を連絡するものとする。

３　前項の協力を要する期間は、災害の状況により甲は認めたときは、乙と協議のうえ延長することができる。

４　甲が通信の途絶等の理由により乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において実施することができる。

（費用負担）

第５条　この協定の定めるところにより施設を使用する場合の使用料は、無償とする。

（疑義の決定）

第６条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

（連絡責任者）

第７条　協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては総務部課長とする。

（有効期限）
第８条　ここの協定は調印の日から施行し、甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成３０年１２月２８日

甲　　室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

乙　　室蘭市八丁平５丁目５１番１１号

有限会社　共明

代表取締役　鈴木　豪

災害時等における施設利用の協力に関する協定

災害時等における一次避難所としての施設利用に関し、室蘭市（以下「甲」という。）と宗教法人天理教輪西分教会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙の協力のもと室蘭市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の管理する施設（以下「施設」という。）において一次避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一次避難所の指定、周知）

第２条　甲は、次条に定める施設を災害対策基本法に定める指定緊急避難場所に相当する一次避難所として指定し、市民に周知する。

（対象施設）

第３条　乙は、次の施設を公共福祉の立場から一次避難所として利用に供するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	天理教輪西分教会
所 在 地	室蘭市みゆき町１丁目１６番７号
所 有 者	宗教法人天理教
構 造 等	木造
建 築 年	昭和６２年１１月完了
耐 震 性	[有]・無

（使用範囲）

２　一次避難所として利用する範囲及び収容人員は、次のとおりとする。

避 難 場 所	1F　参拝場、信者室、事務所　2F　客間、信者室
使用床面積	188.9　㎡
収 容 人 員	57　人

（施設変更の報告）

第４条　乙は、前条の対象施設の増改築等により、施設の面積等の変更が生じた場合、又は施設を利用できない事情が生じたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（一次避難所の開設）

第５条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、第３条の施設を一次避難所として開設するよう乙に要請することができる。

(1)　大規模な地震、台風等による浸水災害等が発生、又は発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合

(2)　前号のほか、著しく住民の生命を脅かす事態になり、第３条の施設に住民を避難させる必要があると甲が認めた場合

(3)　局所的災害等により避難者が少数で指定避難所の開設を要しない場合

(4)　避難者が多数で指定避難所だけでは収容しきれない場合

(5)　その他甲が特別に認める場合

２　前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式１号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。この場合において、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を通知し、随時更新するものとする。

３　乙は、第３条の施設を自主的に一次避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（経費の負担）

第６条　前条の一次避難所の開設に伴い生じた損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。また、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和 31 年北海道規則第 142 号）に定めるところにより甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の場合に生じた費用、損害等については、乙において負担するものとする。

（協力体制）

第７条　乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（一次避難所の閉鎖）

第８条　一次避難所の開設期間は、第５条の開設から気象警報等の解除によって災害の恐れがなくなるまでの間とする。

（その他）

第９条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　元年　８月２６日

甲　　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市長　　青 山　　剛

乙　　室蘭市みゆき町１丁目１６番７号
　　宗教法人　天理教輪西分教会
　　会長　　佐　々　木　　誠

災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定

室蘭市（以下「甲」という。）と社団法人室蘭地区トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害が発生し救助が必要な場合に、甲が行う救助物資等の輸送に対して乙が協力することにより、甲は円滑に貨物自動車の調達を図り、もって災害時応急対策の迅速な実施に寄与することを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、救助物資等の輸送のため必要と認める場合は、乙に対して災害時応急対策用貨物自動車供給要請書（別記様式１）により車両の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（協　力）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、別表に掲げる室蘭市内に事業所を有する加盟運送事業者間の調整を行い、受託する運送事業者（以下「受託者」という。）を決定して甲へ通知する。

（運賃等）

第４条　甲が使用した車両に係る運賃又は料金（以下「運賃等」という。）は、受託者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号、以下「法」という。）第１１条の規定に基づき、運輸大臣に届け出ている額による。

（運賃等の支払い）

第５条　受託者は、受託した輸送が終了したときは、運賃等の明細を添付した請求書により甲へ請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から３０日以内に受託者へ支払うものとする。

（受託者の責任等）

第６条　物資の輸送に関し受託者が負うべき責任等は、法第１３条第１項の規定に基づき受託者が定めている運送約款による。

（要請の特例）

第７条　甲は、緊急を要する輸送を行う必要が生じた場合において、休日、夜間その他やむを得ない事情により乙と連絡が取れない場合は、第２条の規定にかかわらず、別表に掲げる事業者に直接要請できるものとする。

（疑義の決定）

第８条　この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成１０年1月１７日

甲　　室　蘭　市
　　室蘭市長　　新　宮　正　志

乙　　室蘭市日の出町３丁目４番１１号
　　社団法人室蘭地区トラック協会
　　会　長　　岩　倉　　博

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内において災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項及び第６８条第１項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）１７条第１項及び第１８条第１項若しくは同法第１８３条において準用する第１７条第１項及び第１８条第１項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

（２）被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

（３）避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん

（４）避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供又はあっせん

（６）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第６条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

（１）第１要請　被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
（２）第２要請　被災市町村の長が他の支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
（３）第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

（１）被害の種類及び状況
（２）第２条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
（３）第２条第３号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
（４）第２条第４号に掲げる職員の職種別人数
（５）応援場所及び応援場所への経路
（６）応援の期間
（７）前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

２　応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援の経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第１０条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）
第１１条　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
２　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成２０年６月１０日から施行する。

平成９年１１月５日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成２０年６月１０日

北　　海　　道
北海道知事　　高橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　　新宮　　正志

北海道町村会
北海道町村会長　　寺島　光一郎

別表　　（省略）

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第１１条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行なうものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第２のとおりとする。

（経費負担の内容）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

（１）応援職員の派遣　応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内

（２）備蓄物資　当該物資の時価評価額及び輸送費

（３）調達物資　当該物資の購入費及び輸送費

（４）車両、船艇、機械器具等　借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５）施設の提供　借上料

（６）協定第２条第６号に規定する事項　その実施に要した額

２　協定第８条第２項に規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあっては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

５　前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成２０年６月１０日から施行する。

平成９年１１月５日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成２０年６月１０日

北　海　道
北海道知事　　高橋はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　　新宮正志

北海道町村会
北海道町村会長　　寺島光一郎

姉妹都市災害時相互応援に関する協定

室蘭市、上越市及び清水市（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

（４）救援、応急復旧に必要な職員の派遣

（５）児童、生徒の受人

（６）被災者に対する住宅の提供

（７）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第２条　災害を受けた都市（以下「要請都市」という。）が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第７条第１項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車輌、資機材の種類、品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数

（５）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（６）応援場所及び応援場所への経路

（７）応援期間

（８）その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、要請都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

（１）第１条第１号から第３号までに掲げる応援の経費については、原則として要請都市の負担とする。

（２）第１条第４号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

（３）第１条第５号及び第６号に掲げる応援の経費については、原則として要請都市の負担とする。

（応援の自主出動）

第６条　災害が発生し、被災都市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第７条　姉妹都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害か発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他市町村の災害に対する応援の協力）

第８条　各姉妹都市は、それぞれの友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは、姉妹都市に対して協力を求めることができるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成１０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に３年間協定を自動延長するものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、姉妹都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書３通を作成し、各都市の市長が署名の上、各１通を保有する。

平成７年１０月２２日

室蘭市長　新　宮　正　志

上越市長　宮　越　　馨

清水市長　宮城島　弘　止

災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第１０条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　協定第１条第４号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は要請都市の負担とする。

（損害賠償責任）

第３条　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、要請都市がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び要請都市への往復の途中において生じたものについては、応援都市が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第４条　協定第５条第１号及び第３号の規定により、要請都市が負担すべき経費については、応援都市が一時繰替支弁するものとする。

２　応援都市は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災都市に請求する。

（１）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（２）携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

３　前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書により、関係書類を添付して、要請都市の市長に請求する。

４　前２項の規定により難いときは、応援都市及び要請都市が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（便宜供与）

第６条　要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっ旋その他の便宜を供与するものとする。

（連絡担当部局）

第７条　協定第７条第１項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部課長、担当者の職・氏名並びに電話番号等（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

平成７年１０月２２日

室蘭市総務部長　　金　野　峰　吉
上越市総務部長　　川　合　恒　夫
清水市生活環境部長　桜　田　　宏

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、北海道広域消防応援協定を次のとおり締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第２１条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（３）応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（３）北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（４）応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）陸上応援　消防隊、救助隊又は救急隊による応援

（２）航空応援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模に応じて次の各号の区分により行う。

（１）陸上応援要請

ア　第１要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

（２）航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に認めた場合は、この限りでない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　前条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第１０条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

（１）応援隊員の出動に係る旅賞及び諸手当

（２）車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

（３）車両及び機械器具の修理費

（４）消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

３　応援側の長は、前２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第１１条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

（１）土地、建物、工作物等に対する損害賠償

（２）一般人の死傷に伴う損害賠償

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協　議）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委　任）

第１３条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

この協定は、平成３年４月１日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書７２通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

平成３年２月１３日

（注　道内７２消防本部の長が記名押印……略）

北海道広域消防相互応援協定覚書

（趣　旨）

第１条　この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（代表消防機関の選定）

第２条　協定第４条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表１に定める消防本部とする。

（応援隊等の登録）

第３条　協定第６条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表２に掲げるとおりとする。

（応援要請の方法）

第４条　協定第７条に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

（１）災害の種別、発生場所及び災害の状況

（２）応援隊の種別及び隊数並びに資機材

（３）応援隊の集結場所

（４）航空隊の着陸可能な場所及び給油体制

（５）航空隊の誘導方法

（６）災害現場付近の気象状況

（応援隊派遣の通知の方法）

第５条　応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

（１）応援隊の最高指揮者の職・氏名

（２）応援隊の出発時刻及び到着予定時間

（３）応援隊の派遣経路

（総括代表消防機関及び道知事への連絡）

第６条　地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）第２要請の要請があった場合

（２）第２要請に係る応援隊の派遣の通知が会った場合

２　総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）前項第１号に規定する要請の連絡及び第３要請の要請があった場合

（２）前項第２号に規定する派遣の通知の連絡及び第３要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

３　航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）航空応援要請を受けた場合
（２）航空隊を派遣する場合
（応援隊到着時の報告等）
第７条　応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。
（１）応援消防本部名及び最高指揮者の職・氏名
（２）応援隊の種別及び隊数並びに資機材
２　応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。
（１）災害の状況
（２）活動方針
（３）活動中の消防隊等の隊数及び活動概要
（４）応援隊の活動範囲及び任務
（５）使用無線周波数
（６）安全管理上の注意事項
（応援隊引揚げ時の報告）
第８条　応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの措示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引揚げるものとする。
（１）応援隊の活動概要
（２）隊員の負傷の有無
（３）車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無
（応援活動の報告）
第９条　応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書（様式１）により要請側の消防長に報告しなければならない。
（経費の請求）
第１０条　応援側の長が協定第１０条第３項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書（様式２）により行うものとする。
（協　議）
第１１条　この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附　　則

この覚書は、平成３年４月１日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別表１（第２条関係）

地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

１　地域代表消防機関

地　　域	地　域　代　表　消　防　機　関
道　西　地　域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会 区長所在消防本部
道　南　地　域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会 区長所在消防本部
道　央　地　域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会 区長所在消防本部
道　北　地　域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会 区長所在消防本部
道　東　地　域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会 区長所在消防本部

２　総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部 支部長所在消防本部

室蘭市と登別市の北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ事項

室蘭市消防長と登別市消防長は、北海道広域消防相互応援協定（平成３年４月１日施行。以下「協定」という。）第１３条の規程に基づき、相互応援の実施に関する必要事項について、次ぎのとおり申合せする。

１　境界地域での応援の方法は協定第７条の規定によるほか、次のとおりとする。

（１）　別表に定める区域内に発生した火災等を受報又は覚知したときは、要請側の長から応援の要請があったものとして、応援側から１隊出動するものとする。（以下この応援を「認知応援」という。）ただし、自己の行政区域内災害が発生し出動中の場合又は特別の理由により応援隊を派遣する事ができない場合は、この限りではない。

（２）　認知応援で出動したが、現場に近付くにつれ、認知応援区域外であることが判明した場合であっても認知応援として応援するものとする。

２　この申合せ事項は、平成３年４月１日から施行する。

３　この申合せ事項を証するため本書２通を作成し、双方が記名押印のうえ各１通を保有する。

平成３年３月２９日

室蘭市消防長　渡　部　源　吾

登別市消防長事務取扱
登別市助役　菊　地　　衛

別表

認　知　応　援　の　区　域

室蘭市側が応援する区域	登別市側が応援する区域
登別市美園町・鷲別町１丁目 鷲別町２丁目・鷲別町３丁目 鷲別町４丁目・鷲別町６丁目	室蘭市水元町・高砂町 日の出町２丁目・日の出町３丁目

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、北海道の市、町及び消防事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

（１）災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

（３）その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種類

（２）災害発生の日時、場所並びに災害の状況

（３）災害発生現場の気象状況

（４）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場げの連絡方法

（５）消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

（６）応援に要する資機材の品目及び数量

（７）その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第１項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し、飛行が可能な場合は、総務部防災航空室航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２　知事は、消防防災ヘリコプターの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第１項の規定により防災空港隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空室防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第３条第１項の規定による応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事

する場合には、発災市町等の町からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し、北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第７条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第１０条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項は又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町村等の長とが協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から施行する。

この協定を証するため、本書７３通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

平成８年６月２５日

（注　北海道知事及び道内７２消防機関の長が記名押印------ 略）

室蘭海上保安部と室蘭市消防本部との船舶消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、昭和４３年３月２９日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、室蘭海上保安部と室蘭市消防本部との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第１条　次に掲げる船舶の消火活動は、主として室蘭市消防本部（以下「消防本部」という。）が担任し、室蘭海上保安部（以下「海上保安部」という。）は、これに協力するものとする。

（１）ふ頭または岸壁にけい留された船舶および上架または入渠中の船舶。

（２）河川湖沼における船舶。

２　前項各号以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

（海上保安部の協力事項）

第２条　消防本部の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防本部から要請があった場合において、海上保安部が協力する事項は、次のとおりとする。

（１）巡視船艇による消火活動、海上輸送及び曳航。

（２）船舶火災のため、船舶または陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶または延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航。

（３）その他船舶火災の消火活動に必要な事項。

２　前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

（消防本部の協力事項）

第３条　海上保安部の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部から要請があった場合において、消防本部が協力する事項は、次のとおりとする。

（１）消火活動に必要な場合における海上保安部の指定する場所への消防車等の出動。

（２）船舶または流出油による火災に対して、陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車の出動。

（３）その他船舶火災の消火活動に必要な事項。

２　前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

（火災原因調査の協力）

第４条　船舶の火災原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

２　消防本部から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部は、これに協力するものとする。

３　消防本部は第１項の調査の結果、放火または失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火または失火の犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安部に通報するものとする。

４　海上保安部から、犯罪捜査のための協力の要請があった場合は、消防本部は、これに協力するものとする。

５　前項の場合のほか､海上保安部から第１項の調査のための協力の要請があったときは、消防本部は、これに協力するものとする。

６　海上保安部は、第１項の調査の内容を消防本部に通報するものとする。

（情報の交換）

第５条　法令に定めがあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については、相互に交換するものとする。

（火災の相互通報）

第６条　海上保安部または消防本部が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（単独消火）

第７条　海上保安部または消防本部が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互連絡するものとする。

（費用の負担）

第８条　船舶火災の消火活動に要した費用は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど両者が協議のうえ定めるものとする。

（大型タンカー等の事故対策）

第９条　大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部および消防本部は、地方防災会議の港湾防災計画に基づき、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

（１）情報および資料の交換。

（２）消火活動要領の作成。

（３）必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進。

（協定の改定）

第 10 条　この協定を改定する事由が発生したときは､両者協議のうえ改定するものとする。

附　　則

１　この協定は、昭和４４年２月１日から実施する。

２　昭和２８年４月１日締結の「室蘭海上保安部と室蘭市消防本部との船舶消防に関する業務協定」は、廃止する。

昭和４４年２月１日

室蘭海上保安部長　　村　田　光　吉

室蘭市消防長　　谷　口　喜　一

災害時の連携に係る協定書

（目的）

第１条　この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。）から保護するため、室蘭市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第７師団第７１戦車連隊（以下「乙」という。）が必要な体制を確立し、それぞれの責任の所在を定めることを目的とする。

（協定運用上の考慮事項）

第２条　本協定の運用にあたっては、地域の特性等を踏まえ、次の事項に留意しなければならない。

（１）相互連携

ア　要援護者の効果的な救護に関する協力

イ　避難所に隣接したヘリポートの確保に関する協力

ウ　乙による災害派遣が行われる場合、不測事態による乙の現地到着の遅延

（２）広域連携

大規模災害発生時における、甲及び乙以外の関係機関等を含めた、より広い地域での横断的な連携

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第３条　甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑に実施するため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第４条　甲及び乙は、甲が実施する応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材の保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第５条　甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

２　甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害対処に係る活動の体制整備等を図るものとする。

（災害の発生する恐れがある場合の対応）

第６条　甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢に係る状況等の情報について、乙に連絡するものとする。

２　前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

３　甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請を必要と認める場合は、あらかじめ乙に対し、災害派遣に関して必要とする情報等の提供を行うものとする。

４　前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害派遣に係る活動を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

５　何らかの理由により、第１項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

（災害発生時における連絡調整所）

第７条　甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、災害派遣に係る活動を適切に行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎、敷地内又は甲が指定する場所に設置できるよう配慮するものとする。

（活動拠点の設置）

第８条　甲は、乙が災害派遣に係る活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

（費用弁償等）

第９条　北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害派遣に係る活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等について必要な事項は、別に定めるものとする。

２　災害派遣に係る活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

（１）災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等

（２）災害派遣に係る活動中に発生した損害賠償事故につき、乙に故意又は過失があった場合の費用

３　乙が甲に物品の無償貸与又は譲与を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、こ

の協定の有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者署名の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１２月２５日

甲　室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　青山　剛

乙　千歳市北信濃
陸上自衛隊　第７師団　第７１戦車連隊
連隊長　嶋本　学

室蘭市内の災害時等における連絡に係る覚書

室蘭市（以下「甲」という。）と第71戦車連隊（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、室蘭市内の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙への災害時等に係る情報提供を密接に行うことにより、甲の要請に基づく乙の災害応援出動を迅速かつ円滑に実施し、もって、市民の安全を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（情報の提供内容）

第２条　甲は災害時等において、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、乙に対して適宜情報提供することができる。

また、乙は気象情報等で室蘭市内に災害等が想定される場合は、甲に情報提供を要請することができる。

（１）室蘭市を対象とした気象情報が発令され、室蘭市非常配備体制を組織したとき

（２）風水害、地震、津波等で市内に災害が発生したとき

（３）室蘭市内で大規模な海難事故又は流出油や鉄道、道路災害等が発生し、関係機関から室蘭市防災安全部署に情報連絡があったとき

（情報連絡方法）

第３条　甲及び乙は災害時等の状況により情報提供又は情報の要請を実施する場合は、電話、FAXにより行うものとする。

（情報連絡責任者）

第４条　災害時等に係る甲の連絡責任者は防災安全担当主幹とする。また、乙における連絡責任者は第３科長とし第３科長不在の場合は第２科長とする。

（情報連絡訓練）

第５条　乙は、業務の遂行に支障のない範囲で、甲が実施する防災訓練等に参加し、災害時の対応に資するものとする。

平成２０年１０月６日

室蘭市総務部総務課主幹【防災安全】桑原　敬明

陸上自衛隊第７師団　第７１戦車連隊第３科長　溝田　光一

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、室蘭市長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のつうり申し合わせを行う。

（目的）

第１条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

２　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第３条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第４条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（１）　大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（２）　大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

（３）　その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

２　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援内容）

第５条　前条に基づく甲の応援内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　土木施設等の被害状況の把握

（２）　二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（３）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第６条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第７条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第９条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第１０条　この申合せは、平成２２年６月１日から適用するものとする。

平成２２年６月１日

甲　北海道開発局長

乙　室　蘭　市　長

「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（平成22年6月1日）」に関する覚書

北海道開発局室蘭開発建設部長（以下「甲」という。）と室蘭市長（以下「乙」という。）は、北海道開発局長と乙の間において締結した「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（平成２２年６月１日付け。以下「申合せ」という。）に規定する災害時の応援が円滑に実施されるよう、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は室蘭市内で災害が発生した場合において、申合せに規定する相互の連絡体制等について、必要な事項を定めることを目的とするものである。

（情報連絡体制）

第２条　申合せ第７条に規定する情報連絡体制は、別紙のとおりとする。

（応援の内容）

第３条　申合せ第５条に規定する応援の内容は以下のとおりとする。

２　二次災害の防止に資する応急措置等における打合せ場所は以下のとおりとする。

（１）災害により甲の庁舎が使用できない場合は、甲が打合せ場所を指定し、乙へ連絡する。

（２）打合せ場所は、甲が「災害時等における相互協力に関する協定」を締結している室蘭プリンスホテル（室蘭市中央町１丁目４－９）又は室蘭開発建設部幸町車庫（室蘭市幸町８）とする。

３　施設の一時使用については、以下のとおりとする。

（１）乙の災害対応にかかる一時使用場所として、甲は、乙に室蘭開発建設部幸町車庫を無償で使用させる。

（２）乙が使用できる範囲は、甲の使用を阻害しない範囲とする。

（３）乙が使用する場合は、事前に前条に規定する甲の連絡先へ使用の可否を確認するものとする。また、使用を終了するときは甲へその旨を連絡するものとする。

４　物資の援助については以下のとおりとする。

（１）災害が発生し、乙が甲からの物資援助を要請する場合は、要請理由、物資の品名及び数量を甲へ連絡するものとする。

（２）甲は、所有する備蓄品から可能な限り乙へ物資を支援する。また、乙からの要請がない場合であっても、申合せ第４条第１項第２号及び第３号ににより、甲が応援の必要があると認めた場合には、乙に対し、物資援助の内容を速やかに通知し、物資援助を行うものとする。

（３）物資の引渡は、室蘭開発建設部幸町車庫で行うこととするが、被災状況により引渡が出来ない場合は、甲乙協議の上、引渡場所を決定する。

（４）物資の援助に係る費用負担は、申合せ第６条によるものとする。

５　第２項から前項までに定める応援の内容のほか、被災状況により必要があるときは、甲と乙が協議して応援の内容を定めるものとする。

（その他）

第４条　この覚書に定めがない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙が記名及び押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年　４月　６日

甲　室蘭市入江町１番１４号
北海道開発局
室蘭開発建設部長　　平野　令緒　　印

乙　室蘭市幸町１番２号
室　蘭　市　長　　青山　　剛　　印

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町

６市町防災協定

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町（以下「提携市・町」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市・町が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市・町住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第２条　提携市・町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し若しくは相互に協力するものとする。

（１）地域防災計画その他各提携市・町が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供

（２）各提携市・町が実施する防災訓練への協力参加

（３）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施

（４）提携市・町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催

（５）災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究

（６）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第３条　提携市・町において災害が発生し、災害を受けた市・町（以下「被災市・町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携市・町が加入する「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部震害に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市・町に対して応援を要請することができるものとする。

２　応援を要請された市・町（以下「応援市・町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋

（４）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）児童・生徒の受入れ
（６）被災者に対する住宅の提供
（７）ボランティアのあっ旋
（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第５条　被災市・町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第９条第１項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況
（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
（５）前条第６号に掲げる応援を要講する場合にあっては、世帯数及び人数
（６）前条第７号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人数及び業務内容
（７）応援場所及び応援場所への経路
（８）応援の期間
（９）その他必要な事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第６条　応援のため派遣された職員は、原則として被災市・町の市長又は町長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第３号及び第５号から第７号に掲げる応援の経費については、原則として被災市・町の負担とする。
（２）第４条第４号に掲げる応援の経費については、応援市・町の負担とする。

（応援の自主出動）

第８条　災害が発生し、被災市・町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市・町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市・町の負担とする。

（連絡担当部局）

第９条　提携市・町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他市町村の災害に対する応援の協力）

第１０条　各提携市・町は、それぞれの友好市・町又は相互応援協定市町において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは提携市・町に対して協力を求めることができるものとする。

（その他）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市・町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書６通を作成し、各市・町の市長又は町長が署名の上、各１通を保有する。

平成２３年９月２日

室蘭市長　　青山　剛

登別市長　　小笠原　春一

伊達市長　　菊谷　秀吉

豊浦町長　　工藤　國夫

壮瞥町長　　佐藤　秀敏

洞爺湖町長　真屋　敏春

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町
６市町防災協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町・６市町防災協定（以下「協定」という。）第１１条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　協定第４条第４号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市・町の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は被災市・町の負担とする。

（損害賠償責任）

第３条　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市・町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び被災市・町への往復の途中において生じたものについては、応援市・町が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第４条　協定第７条第１号の規定により、被災市・町が負担すべき経費については、応援市・町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りでない。

２　応援市・町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災市・町に請求する。

（１）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（２）携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

３　前項に定める請求は、応援市・町の市長又は町長名による請求書により、関係書類を添付して、被災市・町の市長又は町長に請求する。

４　前２項の規定により難いときは、応援市・町及び被災市・町が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援市・町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（連絡担当部局）

第６条　協定第９条第１項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・電信番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の３の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

１　法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の２に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

２　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害

３　乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第３条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２ 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第４条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

１　避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

２　災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

３　有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

４　り災証明書申請受付及び発行に関する事務

５　り災建物判定にかかる現地調査補助

６　その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第５条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第４条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

２　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第６条 甲は、乙又は丙から第５条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第７条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２ 自主応援については、第５条第１項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第８条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第９条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成２６年３月２８日

甲　財務省北海道財務局　北海道財務局長　鈴木　正俊

乙　北海道　北海道知事　高橋　はるみ

北海道市長会　北海道市長会長　田岡　克介

丁　北海道町村会　北海道町村会長　寺島　光一郎

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、以下のとおりとする。

⑴災害への対応に必要な物資の提供

⑵災害への対応に必要な人員の派遣

⑶負傷者等の医療機関への受入れ

⑷被災者の一時的な受入れ

⑸前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の単位）

第３条　災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり５つのブロックに分ける。

（応援の要請）

第４条　被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第９条第１項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

⑴被災の状況

⑵第２条第１号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等

⑶第２条第２号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等

⑷第２条第３号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目

⑸第２条第４号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数

⑹前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

２　前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

３　ブロック幹事団体は、第１項に定める応援の要請があったときは、応援団

体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4　前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第９条第１項に定める代表幹事に応援を要請する。

5　代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが２つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6　前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7　前２項に規定する応援の実施にあたっては、本条第３項の規定を準用する。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

（情報及び資料等の交換）

第７条　加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

（連絡担当部局）

第８条　加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

（代表幹事団体等）

第９条　本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ１団体ずつ選出する。また、第３条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を１団体選出する。

2　前項に定める幹事の任期は、それぞれ１年とする。

（代表幹事団体等の選出）

第10条　代表幹事団体は、第３条に定めるブロックの輪番とし、輪番について

は、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2　副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3　ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

（代表幹事団体等の所掌事務）

第11条　代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

⑴第４条第５項及び第６項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

⑵被災団体から要請のあった事項に係る調整

⑶ブロック幹事が行う活動の支援

⑷第８条に定める連絡担当部局の取りまとめ

⑸新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2　副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3　ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

⑴　第４条第３項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

⑵　第４条第４項に定める応援の要請

⑶　第４条第７項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4　ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

（通信連絡体制の整備）

第12条　加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

（他の協定等との関係）

第13条　この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

（協定に関する協議）

第14条　この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック　　別表（第３条関係）

ブロック	都　道　府　県	市　　町
①	北海道、青森県、秋田県、 岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、 北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、 久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、 袖ケ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、 東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、 香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、 佐賀県、大分県、熊本県、 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、 岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、 中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、 うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自１通を保有する。
この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長
青山　剛

釧路市長
蝦名大也

苫小牧市長
岩倉博文

伊達市長
菊谷秀吉

石狩市長
田岡克介

北斗市長
高谷寿峰

青森市長
鹿内　博

八戸市長
小林　眞

秋田市長
穂積　志

男鹿市長
渡部幸男

久慈市長
山内隆文

酒田市長
阿部寿一

仙台市長
奥山恵美子

塩竈市長
佐藤　昭

多賀城市長
菊地健次郎

北茨城市長
豊田　稔

千葉市長
熊谷俊人

市川市長
大久保　博

船橋市長
藤代孝七

市原市長
佐久間隆義

袖ケ浦市長
出口清

横浜市長
林文子

横須賀市長
吉田雄人

新潟市長
篠田昭

富山市長
森雅志

金沢市長
山野之義

半田市長
榊原純夫

碧南市長
禰冝田政信

東海市長
鈴木淳雄

知多市長
加藤功

四日市市長
田中俊行

堺市長
竹山修身

泉大津市長
神谷昇

松原市長
澤井宏文

高石市長
阪口伸六

海南市長
神出政巳

有田市長
望月良男

倉敷市長
伊東香織

玉野市長
黒田　晋

坂出市長
綾　宏

松山市長
野志克仁

大竹市長
入山欣郎

下関市長
中尾友昭

宇部市長
久保田后子

周南市長
木村健一郎

防府市長
松浦正人

岩国市長
福田良彦

山陽小野田市長
白井博文

和木町長
古木哲夫

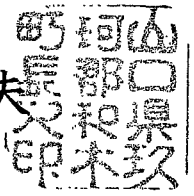

北九州市長
北橋健治

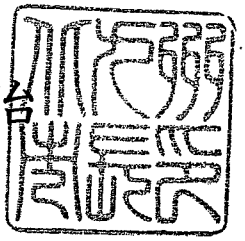

中間市長
松下俊男

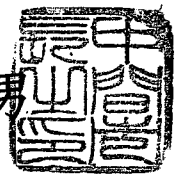

唐津市長
坂井俊之

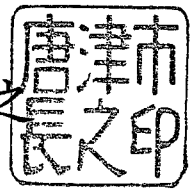

大分市長
釘宮磐

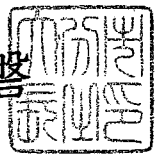

八代市長
福島和敏

鹿児島市長
森博幸

うるま市長
島袋俊夫

災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定

1.　蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町及び札幌市南区（以下「構成市区町村」という）は、構成市区町村間で発生が想定される様々な災害に備え、初期段階からの対応の強化を図ることを目的に、相互に協力し合うため、この協定を締結する。

2.　本協定に伴う連携事項は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における迅速な状況把握、構成市区町村間の連絡調整及び応援に関すること。

(2) 平常時における災害の予防その他防災対策の充実に関すること。

3.　前項の具体的な内容、体制、費用負担など、実施にあたり必要な事項については、別に定める。

4.　この協定は、構成市区町村が別に締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

5.　この協定の締結を証するため、本協定書を15通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月24日

蘭越町

蘭越町長　宮谷内　留　雄

ニセコ町

ニセコ町長　片　山　健　也

真狩村

真狩村長　佐々木　和　見

留寿都村

留寿都村長　場　谷　常　八

喜茂別町

喜茂別町長　菅　原　章　嗣

京極町

京極町長　山　崎　一　雄

倶知安町

倶知安町長　西　江　栄　二

室蘭市

室蘭市長　青　山　剛

登別市

登別市長　小笠原　春　一

伊達市

伊達市長　菊　谷　秀　吉

豊浦町

豊浦町長　村　井　洋　一

壮瞥町

壮瞥町長　佐　藤　秀　敏

白老町

白老町長　戸　田　安　彦

洞爺湖町

洞爺湖町長　真　屋　敏　春

札幌市南区

札幌市南区長　高　野　　馨

津波時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書

室蘭市（以下「甲」という。）と札幌地方検察庁（以下「乙」という。）とは、津波時における津波避難ビルとしての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、室蘭市域内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波浸水予測区域内の地域住民等や逃げ遅れた人が、地震等によって発生する津波から身体を守るため、緊急的・一時的に高所に緊急避難・退避するための津波避難ビルとして、乙の所有又は管理する施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	室蘭法務総合庁舎（管理庁　札幌地方検察庁室蘭支部）
所　在　地	室蘭市日の出町１丁目１８番２１号
構　造　等	鉄筋コンクリート造　３階建
建　築　年	建築年　平成１９年 （昭和 56 年新耐震設計基準に基づき建築された建物(適)・否）
外階段等の有無	外階段（あり・(なし)）
夜間・休日の体制	機械警備

（使用範囲）

第３条　甲は、対象施設のうち、次に掲げる範囲を津波避難ビルの一時避難場所として使用するものとする。

一時避難場所 （一時避難場所の面積）	２階　待合室 12.1 ㎡、捜査協議室 33.4 ㎡、廊下 52.5 ㎡ 会議室 48.0 ㎡、ホール 14.9 ㎡ ３階　待合室 12.7 ㎡、ホール 25.0 ㎡、廊下 59.8 ㎡ （258. 4 ㎡）
収　容　人　数	74 人
入　口	正面玄関

（目的外使用の禁止）

第４条　甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（施設変更の報告）

第５条　乙は、対象施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

（使用期間）

第６条　津波避難ビルの使用期間は、津波警報及び大津波警報が発表されたときから警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は甲が必要と認めるときから、対象施設が津波避難ビルとしての使用の必要がなくなったと、甲乙双方が確認したときまでとする。

ただし、使用開始は、土・日曜日、祝日及び年末年始（１２／２９～１／３）を除く、午前８時３０分から午後５時１５分の間とする。

（費用負担）
第７条　対象施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）
第８条　対象施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害による破損はこれに含まれないものとする。

（連絡責任者）
第９条　本協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては札幌地方検察庁室蘭支部総務課長とする。

（避難時の事故等に係る責任）
第１０条　乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビルの表示及び公開）
第１１条　甲はこの協定により、対象施設の市民から見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、広報紙及びホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知するまでその効力を持続するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し双方押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３０年９月３日

甲　室蘭市幸町１番２号
　　室蘭市

　　室蘭市長　　青山　　剛　　印

乙　札幌市中央区大通西１２丁目
　　札幌地方検察庁

　　検事正　　小澤　　正義　　印

室蘭市と宮古市との災害時等における相互協力応援に関する協定書

室蘭市と宮古市（以下「連携市」という。）は、防災に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、両市が相互に協力することにより、いずれかの地域において災害が発生し、被害を受け独自では十分な応急措置が困難な場合に、災害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第２条　連携市は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の相互協力を行う。

（1）地域防災計画その他作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供

（2）防災及び減災に関わる訓練の共同実施又は協力参加

（3）職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催

（4）地域防災力の向上を図るための防災教育の研究

（災害時における相互応援）

第３条　連携市において、災害が発生し、被災市が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、連携市に対して応援を要請することができるものとし、応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急処置を実施する必要とする場合、真にやむを得ない事情がある場合等を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

（1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

（2）救援及び救助活動に必要な車両の提供

（3）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（4）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（5）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続き）
第５条　被災市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
（1）被害の状況
（2）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
（3）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
（4）応援期間
（5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）
第６条　応援を要請された市は、速やかにこれに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）
第７条　応援のため派遣された職員は、原則として被災市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）
第８条　応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。
（1）第４条第１号から第３号及び第５号に掲げる応援の経費については、原則として被災市の負担とする。
（2）第４条第４号に掲げる応援の経費については、応援市の負担とする。

（応援の自主出動）
第９条　災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援市が必要と認めたときは、応援市の情報収集班を派遣し被災市の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
２　前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市の情報収集活動に要する経費は、応援市の負担とする。

（連絡担当部局）
第１０条　連携市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。
２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うとともに、平常時の相互協力の

活発化に努める。

（他の協定等の関係）

第１１条　この協定は、連携市が別に締結した相互協力応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までにいずれからも協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第１３条　この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、室蘭市と宮古市記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和元年８月２０日

室蘭市幸町１番２号

室蘭市

室蘭市長　青山　剛

宮古市宮町一丁目１番３０号

宮古市

宮古市長　山本　正徳

災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第３条　第２条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第４条　葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

２　甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第７条　甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成１４年３月２９日から適用する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成１４年3月２９日

甲　　札幌市中央区北３条西６丁目
　　北海道知事　　堀　達也

乙　　札幌市中央区南１６条西９丁目2－5－304
　　北海道葬祭業協同組合　理事長　　坂下　成行

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成１４年３月２９日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

（葬祭用品の範囲）

第２条　協定第１条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

(1)　内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）

(2)　骨つぼ等その他必要な事項

（要請手続き）

第３条　協定第２条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

(1)　要請を行ったものの職・氏名

(2)　要請する棺等葬祭用品の品目、数量

(3)　丙の担当者、連絡先

(4)　履行の期日及び場所

(5)　その他必要な事項

２　甲が乙に要請する文書は、別記様式１のとおりとする。

（業務計画）

第４条　乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

（報告書）

第５条　協定第５条第１項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

(1)　供給した棺等葬祭用品の品目、数量

(2)　従事者の氏名

(3)　その他必要な事項

２　乙が甲に報告する文書は、別記様式２のとおりとする。

（経費の額）

第６条　乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下「丙」という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第３条　第２条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第４条　葬祭用品の搬送は、乙が行うものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

２　甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第７条　甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成１７年１１月１日から適用する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成１７年１１月１日

甲　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
　　北海道　北海道知事　高橋　はるみ

乙　東京都港区虎ノ門３丁目６番２号
　　社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
　　会　長　　吉田　茂視

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成１７年１１月１日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

（葬祭用品の範囲）

第２条　協定第１条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

(1)　内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）

(2)　骨つぼ等その他必要な事項

（要請手続き）

第３条　協定第２条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

(1)　要請を行ったものの職・氏名

(2)　要請する棺等葬祭用品の品目、数量

(3)　丙の担当者、連絡先

(4)　履行の期日及び場所

(5)　その他必要な事項

２　甲が乙に要請する文書は、別記様式１のとおりとする。

（業務計画）

第４条　乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

（報告書）

第５条　協定第５条第１項に規定する報告は、次に掲げる事項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

(1)　供給した棺等葬祭用品の品目、数量

(2)　従事者の氏名

(3)　その他必要な事項

２　乙が甲に報告する文書は、別記様式２のとおりとする。

（経費の額）

第６条　乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。